

令和7年第3回千葉市議会定例会会議録（第9号）

令和7年9月30日（火）午後1時開議

○議事日程

日程第1 会議録署名人選任の件

日程第2 市政に関する一般質問

○出席議員

1番	石川	美香	君	2番	吉川	英雄	二亮子	君
3番	茂呂	一弘	君	4番	田嶋	純友	介弘	君
5番	須藤	博文	君	6番	岡野	大平	真秀	夫
7番	黒澤	和泉	君	8番	大桜	井	広	君
9番	山崎	眞彦	君	10番	伊藤	川	弘	君
11番	渡邊	惟大	君	12番	伊石	三井	和香	君
13番	青山	雅紀	君	14番	川	安	初美	君
15番	前田	健一郎	君	16番	藤坂	喰屋	聰	君
17番	小坂	さとみ	君	18番	康吉	守	美樹	君
19番	渡辺	忍	君	20番	雅	三	和友	君
21番	樋澤	洋平	君	22番	松	井	崇	君
23番	蛭田	浩文	君	24番	坂	田	直	君
25番	阿部	智毅	君	26番	岩	畠	夫子	君
27番	植草	毅	君	28番	井	生	雄	君
29番	亀井	琢磨	君	30番	田	麻	紀	君
31番	川合	隆史	君	32番	佐々木	生	樹	君
33番	段木	和彥	君	34番	櫻井	紀	友	君
35番	盛田	眞弓	君	36番	酒井	伸	崇	君
37番	森山	和博	君	38番	向島	保	二	君
39番	小松崎	文嘉	君	40番	中島	賢治	雄	君
41番	宇留間	又衛門	君	42番	後島	茂	治	君
43番	三須	和夫	君	44番	石井	隆	輝	君
45番	米持	克彦	君	46番	橋	毅	枝	君
47番	白鳥	誠	君	48番	三瓶	輝	君	君
49番	中村	公江	君	50番	野本	信	正	君

○説明員

市長	神谷俊一君	副市長	大木正人君
副市長	橋本直明君	総合政策局長	藤代真史君

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第9号（9月30日）

危機管理監	相楽俊洋君	総務局長	久我千晶君
財政局長	勝瀬光一郎君	市民局長	那須一恵君
保健福祉局長	今泉雅子君	こども未来局長	大町克己君
環境局長	秋幡浩明君	経済農政局長	安部浩成君
都市局長	鹿子木靖君	建設局長	山口浩正君
市長公室長	山崎哲君	総務部長	中尾嘉之君
教育長	鶴岡克彦君	教育次長	中島千恵君
代表監査委員	宍倉輝雄君		

○議会事務局

事務局長	香取徹哉君	次長	寺崎勝宣君
議事課長	安西雅樹君	議事課長補佐	佐藤大介君
議事班主査	石黒薰子君		

○本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名人選任の件

日程第2 市政に関する一般質問

- 1 共同親権について
- 2 メガソーラーについて
- 3 外国人の国民健康保険について
- 4 花見川区の諸問題について
 - (1) 国が管理する横断歩道橋について
 - (2) 花見公園の倒木について

櫻井崇君

- 1 高齢者の難聴対策について
- 2 県立幕張海浜公園の安全対策について
- 3 こどもの権利救済相談室について

黒澤和泉君

- 1 持続可能な財政構造の確立について
- 2 地域経済の支援について
- 3 省エネ、再エネの取組について
- 4 引取り手のない御遺体と市営霊園について
- 5 災害対策について
- 6 学区について

守屋聰君

- 1 介護認定について
- 2 こども誰でも通園制度について
- 3 平和啓発活動について
- 4 視覚障害者が利用しやすい信号機について
- 5 自転車駐車場について

安喰初美君

-
- 1 バリアフリー観光について
 - 2 特別支援教育について
 - 3 カラス対策について
 - 4 郷土博物館について
-

渡邊惟大君

午後1時0分開議

○議長（松坂吉則君） これより会議を開きます。

出席議員は50名、会議は成立いたしております。

日程第1 会議録署名人選任の件

○議長（松坂吉則君） 日程第1、会議録署名人選任の件を議題といたします。

私より指名いたします。24番・伊藤康平議員、25番・阿部智議員の両議員にお願いいたします。

日程第2 市政に関する一般質問

○議長（松坂吉則君） 日程第2、市政に関する一般質問を行います。

通告順に従いお願いいたします。36番・櫻井崇議員。

[36番・櫻井 崇君 登壇、拍手]

○36番（櫻井 崇君） 花見川区選出無所属の櫻井崇です。

それでは通告に従って一般質問に入ります。

令和6年5月に成立した改正民法では、父母が離婚した子供の利益を確保することを目的に、親権や養育費、親子交流等のルールが見直されました。

特に、これまでの単独親権に加え、共同親権が協議により選択できるようになるという、大きな制度改正が行われた点は注目に値します。

この共同親権制度は、非常にプライベートな領域に関わるものですが、あくまでも、子供の利益の最大化を主眼に据えて法制化されたものであり、子供の福祉の視点から極めて重要です。

一方で、施行は令和8年5月までに予定されていますが、現在のところリーディングケースが少なく、共同親権が円滑に機能するためには、先進的な取組を行っている自治体の事例等を十分に迅速に研究する必要があると考えております。

現状では、子供を直接養育していない親が、学校行事等に参加しにくい状況があるとされており、親でありながら十分な関与ができていないケースも少なくありません。

については、改正民法の趣旨を踏まえ、離れて暮らす親による学校行事への参加などに関して、市としての今後どのように対応していくのか、当局のお考えを伺います。

○議長（松坂吉則君） 答弁願います。教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 現在、国におきましては、法務省をはじめとした関係府省庁が連携して、民法の改正法に関する具体的な解説資料などの作成について検討されており、今後、改正法が施行される来年5月までに、国から対応の方向性が示されると考えておりますので、その内容を精査し、対応を検討してまいります。

○議長（松坂吉則君） 櫻井崇議員。

○36番（櫻井 崇君） 御答弁ありがとうございます。

暫定版 ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第9号（9月30日）

例えば、令和3年度全国ひとり親世帯等調査によれば、母子世帯の母が、面会交流の取り決めをしていない最も大きな理由の中で、相手からの身体的、精神的な暴力、いわゆるDV、また児童虐待を挙げる割合は、令和3年度調査では3.8%と、数字としては小さく見えるかもしれませんが、当事者にとっては極めて切実で深刻な問題で、決して許されるものではありません。

一方で、それ以外の多くのケースでは、いわゆるDVでないケースで、面会交流を円滑に進める余地があるとも考えております。

共同親権の法制化は、子供の健やかな成長のために安全を守りつつ面会交流の道を広げていく契機となるものです。

既に他市では、別居している親と子供の定期的かつ継続的な交流を支援することや、別居親の行事参加に関わる考え方を示しているところもあると聞きます。

このような他市の取組も参考に、子供の最善の利益を考慮した対応を検討いただくよう要望いたします。

次にメガソーラーについて伺います。

私は、令和5年第3回定例会でもこのメガソーラー事業について取り上げましたが、あれから2年が経過しました。状況は変化し、今や全国的にもメガソーラーの設置が飽和状態に近づいており、環境や住民生活への悪影響も指摘されるようになっております。

確かに、当初このメガソーラー事業は、再生可能エネルギーの推進策として、国の固定価格買取制度の後押しを受け、期待の星としてスタートしました。

空き地や休耕地の有効活用、脱炭素への一助として、その導入には一定のメリットがあると考えておりました。

まず、市内のメガソーラー設置数について伺います。

○議長（松坂吉則君） 環境局長。

○環境局長（秋幡浩明君） 国の認定制度であるFIT等の対象となるメガソーラーの設置数は、中央区が2か所、花見川区が2か所、稲毛区が4か所、若葉区が6か所、緑区が12か所、美浜区が1か所の計27か所となっております。

○議長（松坂吉則君） 櫻井崇議員。

○36番（櫻井 崇君） 御答弁ありがとうございます。

市内に多くのメガソーラーが存在することを改めて確認できました。

こうした状況も踏まえ、今後、設置事業者がルールを守らない場合の対応も想定しなければならないと考えております。

メガソーラー事業者への対応について伺います。

○議長（松坂吉則君） 環境局長。

○環境局長（秋幡浩明君） 昨年4月の再エネ特措法の改正により、周辺住民への説明会などによる事前周知が義務付けられるなど、FIT等の対象となるメガソーラーの設置については、国の認定を受ける必要があり、国のガイドラインに基づいた事業実施が求められております。

また、同法に基づく事業者からの相談を受けた際には、各所管課に情報共有を行うとともに、事業者による地域住民への説明会の対象範囲を指示し、問題が発生した場合は国に報告することとしています。

○議長（松坂吉則君） 櫻井崇議員。

○36番（櫻井 崇君） 御答弁ありがとうございます。

国でもメガソーラー設置事業者に対し、地域住民への説明会の開催や、問題発生時の報告を求めていると理解しました。

国でも取組をさらに強化しているが、市としても近隣住民の住環境や、地域の環境破壊など、トラブルが起きないよう事業者に対し適切に指導や助言をするように要望いたします。

一方で、導入当時と現在とでは、時代背景も、社会的要請も、パラダイムも大きく異なっています。

例えば、かつてイングランドではメガソーラーの急速な導入が進みましたが、今ではその環境負荷や景観破壊、土地の劣化が問題視され、規制の方向に舵が切られています。

日本国内でも、釧路湿原の周辺にまでソーラーパネルが迫り、自然環境を脅かす事態が報告されており、緑を潰してまで、環境にいいことをしているという自己矛盾が起きており、かつて国策として推進されてきた流れが、ここへきて見直しの機運を迎えていたことは、非常に重要です。

さらに、設置から10年、20年と経過したメガソーラー施設について、経年劣化による事故や、台風・豪雨等の自然災害による損壊も報告されています。

その際の修繕費用や、最終的な撤去費用は誰が負担するのでしょうか。

本来であれば事業者が責任を持って対応するべきですが、廃業や所在不明のケースも想定されます。

その尻拭いを、最終的に市民の血税で行うことになってしまうのでは、本末転倒です。

国からの再エネ補助金は莫大な予算規模で投じられており、その財源は我々の国民の税金です。

これまでのよう、補助金ありきでメガソーラーを推進し続けることが果たして正しいと言えるのか。今こそ、その是非を冷静に見直す時期が来ていると私は考えます。

すでに他の自治体では、独自に条例を設け、メガソーラーの新規設置を規制する動きが出てきます。

本市においても、いたずらにメガソーラーが増え続けることのないよう、地域住民の声にしっかりと耳を傾け、必要に応じて条例制定や規制強化を検討すべきではないでしょうか。

環境を守るはずのメガソーラーが、結果として環境を壊している皮肉な現状に、私たちは真剣に向け合う必要があります。

市としても、メガソーラーを受入れる空気づくりではなく、メガソーラーがやりににくい環境整備を意識すべき時期に来ているのではないかと思います。

次は、外国人の国民健康保険について伺います。

国民健康保険制度における外国人の収納率についてお伺いします。

国民健康保険は、日本国民であれ外国人であれ、国内に住所を有する者が公平に保険料を支払い、必要な医療を受けられる制度です。しかし、現実には外国人の国民健康保険収納率が問題となっています。

中には、経済的理由で支払えないのか、制度を理解していないのか、あるいは意図的に支払わないのかといった根本的な問題が存在します。

さらに、一部の国では日本の国民健康保険制度を、お得な制度として紹介し、短期間の住民登録で国民健康保険に加入し、高額医療を受けて帰国する、いわばただ乗りとも言えるような

暫定版 ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第9号（9月30日）

実態があるとも聞いております。

例えば、実際には、日本には家族のうち一人だけが居住しているだけで、海外に生活の本拠があり本来は住民登録をするべきない他の家族が国民健康保険の世帯員となっているケースもあると聞いています。

これは、真面目に働いて保険料を支払っている市民にとっては大きな不公平感を生み出すものであります。私はこのような不公平感が積み重なると、社会の下部構造が揺らぎ、制度そのものの信頼を損なうと危惧しております。

以前、私がこの問題を取り上げた際には、外国人の制度周知が不十分ではないかと指摘をいたしました。

本市では現在、中国語、英語、日本語での周知が主であると承知しておりますが、国籍の多様化が進む中で、船橋市では複数言語にも対応し、結果的に収納率の改善に成功したと聞いております。本市も多言語による周知は不可欠と考えます。

そこでまず、令和6年度における日本人世帯、外国人世帯の国民健康保険料の収納率の状況について、伺います。

○議長（松坂吉則君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（今泉雅子君） 令和6年度決算における日本人世帯の現年度収納率は94.2%、外国人世帯は76.8%となっております。

○議長（松坂吉則君） 櫻井崇議員。

○36番（櫻井 崇君） 御答弁ありがとうございます。

外国人世帯の令和6年度収納率について、令和2年度と比較すると、どのようにになっていますか。

○議長（松坂吉則君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（今泉雅子君） 令和2年度の65.7%と比較すると、11.1ポイント上昇しております。

○議長（松坂吉則君） 櫻井崇議員。

○36番（櫻井 崇君） 御答弁ありがとうございます。

ここで上昇しているという改善が見られたわけですね。ですから周知方法を徹底するということ。支払いたいんだけれどもその方法が知らないという外国人も多いと思いますので、こういった点が改善につながったのかと思います。今後、さらに増加が見込まれます外国人、それに対する制度周知の案内については、何か国語に対応しておりますか。

○議長（松坂吉則君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（今泉雅子君） 国籍別の被保健者数の動向を踏まえ、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ベトナム語、シンハラ語の6か国語でパンフレットを作成しており、市民総合窓口課ではタブレットやスマートフォンなどの翻訳アプリを使用しております。

○議長（松坂吉則君） 櫻井崇議員。

○36番（櫻井 崇君） 私が令和4年第1回定例会で取り上げたときは、4言語対応でしたけれども、2言語増えたということは非常に評価いたします。国民健康保険を払う意思と能力ある外国人には、しっかりと周知をしていただきたいと思います。

さて、本年7月15日の厚生大臣の会見で、国民健康保険における外国人被保険者の人数や総医療費・高額医療費の支給額に占められている割合についてやり取りがなされておりますが、

その内容は把握されておりますか。

○議長（松坂吉則君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（今泉雅子君） 厚生労働省のホームページによりますと、記者からの質問に對して、国民健康保険の外国人の被保険者数は約97万人で、全被保険者の4.0%に当たり、総医療費に占める割合は1.39%、高額療養費の支給額に占める割合は1.21%であり、こうしたデータからは、医療費や高額療養費制度において外国人の割合が高いということはないと認識しているなどの発言があったと承知しております。

○議長（松坂吉則君） 櫻井崇議員。

○36番（櫻井 崇君） 御答弁ありがとうございます。

厚生労働大臣は、外国人の割合は特段高くないと見解を示していますが、私は決してそれを鵜呑みにすることはできません。これから、ニューカマーの外国人の増加が確実視されるので、私はもっと危機感を持って対応する必要があると思います。

制度の持続可能性と公平性の観点からも、今後も実効性のある対策を期待いたします。

例えば、先ほどの6言語に対応しているというところの外国人の国籍ですけれども、千葉市では、国別の統計というのは取っていないんです。船橋では、しっかりと外国人を統計してどこから来た人がどれだけ少ないとか減ったとかを把握しています。いろいろな有効な対策を受け改善につながっている。千葉市でも、研究して取り上げていただきたいと思います。

次は、花見川区の諸問題について伺います。

横断歩道橋は、歩行者が道路を安全に横断するための重要な施設です。

特に、道路幅員が広い国道などでは、横断距離が長く、交通量も多いため、安全に道路を横断するための環境整備は必須です。

しかしながら、この横断歩道橋の大半は、建設されてから長い年月が経過し、不具合箇所が増えており、これを発見した市民が、この施設が、国・県・市のどの公的機関が維持管理しているのか判別つかないと、どこに相談すればいいかと、私のもとにも来ることがあります。

現在、花見川区内には、国が管理する、国道を横断するための横断歩道橋が6橋あります。

国道14号には、幕張1丁目歩道橋、幕張2丁目歩道橋、幕張5丁目第2歩道橋、検見川3丁目歩道橋の4橋、国道16号には、横戸歩道橋、こてはし歩道橋の2橋があります。

これらの横断歩道を利用する区民からは、階段部や手すりの錆が目立つようになってきた、舗装が剥がれている、横断歩道橋が古くなり、大丈夫なのかなどの声を聞くことがあります。

これらの施設を今後とも長く安全に利用するために、日々の維持管理が必要だと考えます。

そこで、横断歩道橋の管理方法について伺います。

○議長（松坂吉則君） 建設局長。

○建設局長（山口浩正君） 施設管理者である国土交通省千葉国道事務所では、歩道橋を歩行者が安全に利用できるよう、適切に維持管理していくため、5年に1度の定期点検や日常のパトロールを実施し、施設の状態を把握した上で、状況に応じて修繕や補修を行っていると伺っております。

○議長（松坂吉則君） 櫻井崇議員。

○36番（櫻井 崇君） 御答弁ありがとうございます。

国が管理する市内の歩道橋において、老朽化が著しく進んでいる箇所が確認されています。具体的には、階段部分に穴が開いているなど、市民の通行に支障をきたすレベルの劣化が見ら

暫定版 ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第9号（9月30日）

れ、非常に危険な状態です。

しかしながら、当該歩道橋が国の管理下にあるため、市民からは、どこに苦情や要望を出せばよいのか分からぬという声が多い。住民が安全に生活する上で基本的なインフラであるにも関わらず、対応の所在が分かりづらく、結果として放置されてしまっている現状は看過できません。

つきましては、市として、こうした現場の実態を速やかに把握していただき、市民生活に支障が出るという事態を国に対して正式に伝え、早急な補修、改修を求めるよう、強く要望いたします。

また、併せて、今後同様のケースに備え、市民が国管理の施設に関する不具合をどのように通報、相談できるのか、そのルートを明確に周知する体制の整備も、検討していただければと考えております。よろしくお願い申し上げます。

次に、老朽化する都市の緑、街路樹・公園樹の安全対策が急務だと考えております。

国土交通省の調査、2021年4月から2024年11月によると、公園や道路で倒木や枝の落下による事故は全国で1,732件に上っています。

特に、直近では、2024年9月12日、東京都日野市で発生した事故が社会に大きな衝撃を与えるました。歩道を歩いていた32歳の男性が、並木のイチョウの太い枝の落下によって下敷きとなり、命を落としたのです。この事故は、工事中や作業中ではなく、ごく普通の市民生活の中で起きたものでした。

街の中の木々や公園、街路に植えられた樹木は、私たちにとって貴重な緑であり、癒しや日陰を提供してくれる大切な存在です。しかし、これらの多くは高度経済成長期や都市整備が進んだ時期に一斉に植えられたもので、現在では老木となっているケースが多く、倒木や枝が落ちるというリスクが高まっております。

これまで、都市の緑は景観や環境保全の観点で語られることが多くありましたが、今後はそれに加え、安全性の確保という観点も強く求められています。定期的な点検・剪定、更新を行うといった体制の強化や、地域住民と行政の連携による見守り体制の整備など、根本的な対策が必要です。

そこで、花見公園で発生した倒木の経緯と対応について伺います。

○議長（松坂吉則君） 都市局長。

○都市局長（鹿子木靖君） 先月21日の夕方、公園近くのお住まいの方から、花見公園の樹木が倒れていると所管の公園緑地事務所に連絡があったため、職員が現地を確認し、樹木の周辺をカラーコーン等で囲いました。翌日の午前中には倒木のあった樹木全体の撤去を行っております。

倒木の原因は、老木化が進み樹木の根元で腐食が進行したことによるものと推察しております。

○議長（松坂吉則君） 櫻井崇議員。

○36番（櫻井 崇君） 御答弁ありがとうございます。

私も、その倒木を確認いたしましたけれども、結構重さもあってあれがいきなり落ちてきて、もしそこに小さい子供がいて頭に直撃したら、本当に重大な事故につながると思いました。

では、公園における倒木防止のための取組について伺います。

○議長（松坂吉則君） 都市局長。

○都市局長（鹿子木靖君） 市職員による年3回の施設の点検や、公園の維持管理業務の受託業者による作業の際に、目視による確認のほか、状況に応じて打診や樹木を揺らして異常がないかを確認するとともに、必要な場合は樹木医による診断も活用し、生育不良や幹の腐食等が認められた場合には、適宜、樹木の剪定や伐採を行っております。

○議長（松坂吉則君） 櫻井崇議員。

○36番（櫻井 崇君） 御答弁ありがとうございます。

今回の当局による適切かつ迅速な初動体制については、評価いたします。しかしながら、今回の対応はやはり一時的・対処療法的なものに留まることなく、今後の全市的な安全対策につながるよう、改めて問題の本質に深く踏み込んだ対応を強く求めます。

今回は、幸いにも人的被害はありませんでしたが、倒木が突発的に発生するものであり、発生場所や時間帯によっては、市民の生命に関わる重大な事故につながりかねません。こうしたリスクを未然に防ぐためにも、以下のような取組を早急に進める必要があると考えます。

1つに、倒木リスクの高い区域を可視化したリスクマップの作成。

2つに、剪定、伐採の判断基準及び定期的な点検スケジュールの明文化。

あと、樹木医など専門家による連携強化と診断体制の拡充。

倒木による人的被害を想定した、具体的対応マニュアルの整備。

これらを通じて、市民の生命と安全を守るための体制を、市として強化していただくことを強く要望いたします。

以上で、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 櫻井崇議員の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。7番・黒澤和泉議員。

[7番・黒澤和泉君 登壇、拍手]

○7番（黒澤和泉君） 皆さんこんにちは。無所属の黒澤和泉です。

本日は、3つのテーマについて一般質問をいたします。いずれも、ルールや制度自体が、本来の目的に沿っておらず、改善の余地があると思い取り上げました。

まず、高齢者の難聴対策について伺います。

高齢になると多くの方が難聴に悩み、生活に支障を来しています。

そこで、高齢者の難聴の現状について、市としてどのように把握しているかを伺います。

次に、難聴と認知症の関わりについて伺います。

近年の研究では、難聴は認知症の大きなリスク要因であることが分かってきています。

この点について、難聴が認知症のリスク要因であるという認識を市として持っているかを伺います。

次に、県立幕張海浜公園の安全対策について質問いたします。

この公園の歩道は、住宅地とJR海浜幕張駅を結ぶ通勤・通学の動線として、多くの市民が日常的に利用しています。そのため、歩行者と自転車が混在し、安全上の課題が生じています。

そこでまず、公園内を多くの市民が自転車に乗ったまま通行している現状について、市はどういう捉えているか伺います。

次に、園路へのカラーコーン設置などの安全対策について、実効性を市はどういう評価しているかお聞きします。

さらに、Bブロックの民間活用計画においては、今後利用者が増えることが見込まれます。

暫定版 ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第9号（9月30日）

園路整備はどのように検討しているか。また、歩行者と自転車の安全をどのように確保する方針かお聞かせください。

最後に、子どもの権利救済相談室について質問します。

まず、子どもの権利を守るために、このような相談室を新たに設置されたことに敬意を表します。その一方で、せっかく設けられた仕組みであっても、実効性を持たなければ単なる相談窓口にとどまってしまいます。

そこで、以下について伺います。

現在、相談が寄せられた場合の具体的な対応フローと、その明文化についてはどのようになっているのか。また、相談専門員と救済委員の役割分担はどうなっているのか。

迅速な救済を掲げていますが、実際に勧告、是正要請を行う際の具体的な手順や基準は整備されているのか。

以上、1回目の質問となります。御答弁よろしくお願ひいたします。2回目以降の質問は、質問席からお答えます。

○議長（松坂吉則君） 答弁願います。保健福祉局長。

○保健福祉局長（今泉雅子君） 高齢者の難聴対策についてお答えします。

まず、高齢者の難聴の現状についてですが、難聴の高齢者の人数などは把握しておりませんが、各区保健福祉センターでは、耳が聞こえづらいことで周囲とのコミュニケーションに支障が生じるなど、日常生活にお困りの方からの声を伺っております。

最後に、難聴が認知症のリスク要因であることに対する認識についてですが、難聴が認知症のリスク要因であるとした研究報告がなされていることは承知しております。

現在、国において、聴覚障害の補正による認知機能低下の予防効果を検証するための研究が行われているところであり、その動向を注視してまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 都市局長。

○都市局長（鹿子木靖君） 県立幕張海浜公園の安全対策についてお答えします。

まず、公園内の自転車走行に対する市の現状認識についてですが、住宅地とJR海浜幕張駅をつなぐ道線にある沿路において、自転車の走行が多く見られることは本市も把握しており、公園を安全に利用いただくためのルールとして、千葉県立都市公園条例で車両の乗り入れが禁止されていることを、広く認識してもらう必要があると考えております。

次に、園路のカラーコーン設置などの安全対策に対する評価についてですが、カラーコーンは、住宅地とJR海浜幕張駅をつなぐ主要園路の複数箇所に配置しており、公園の出入口付近における自転車の歩行者との接触や歩道への飛び出しを抑制するほか、公園内の走行禁止の旨も併せて掲示しており、公園の安全な利用を促すための注意喚起として、一定の役割を果たしているものと考えております。

最後に、Bブロックの民間活用計画における園路整備の検討状況と利用者の安全確保の方針についてですが、民間事業者による提案では、JR海浜幕張駅側の既設出入口を広場空間として改修するとともに、園路沿いの緑地帯の樹木を間伐することとしており、見通しの改善により歩行者の安全性の向上も図れると考えております。

現在は、民間事業者が設計作業を進めているところであります。引き続き利用者の安全性の向上に配慮するよう、本市から民間事業者に申し入れております。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） こども未来局長。

○こども未来局長（大町克己君） こどもの権利救済相談室についてお答えいたします。

まず、相談に係る対応の流れや、相談専門員と救済委員の役割分担についてですが、子どもの権利救済相談室では、まず、こどもや保護者からの相談に対して、権利侵害や不利益を受けている状況について丁寧に聞き取ります。その上で、権利侵害等の原因となっている施設や団体に対し調査や調整を行い、状況の改善を働きかけることで、子どもの権利の回復を図ります。

さらに、対応が不適切または不十分であると判断される場合には、勧告や是正要請を行うこととしており、これら相談や調査等の流れについては、市のホームページで公開しているところです。

相談専門員と救済委員の役割分担については、救済委員の職務遂行を補助するため相談専門員を配置しており、相談受付のほか、関係機関への事実確認や情報収集等を行います。

また、救済委員は相談専門員から相談状況等の報告を受け、今後の対応について相談専門員に適宜指示を行うほか、救済委員自らが相談者との面談や権利侵害の原因となっている施設等に対する調査、調整を行います。

最後に、勧告や是正要請を行う際の手順や基準の整備についてですが、子どもの権利侵害等の原因となっている施設や団体等に対する調査や調整を行い、状況の改善を働きかけた結果、子どもの権利回復が十分ではなく、当該施設等の対応に改善が必要であると判断される場合は、勧告や是正要請を行うこととしております。

なお、個々の事案の状況や子供本人の気持ちに寄り添いながら、対応を検討する必要があることから、勧告や是正要請を行うための基準は設けておりませんが、速やかに調査、調整等に着手し、子供本人が抱える不安や悩みをいち早く解消できるよう取組を進めているところです。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 黒澤和泉議員。

○7番（黒澤和泉君） 御答弁ありがとうございました。2回目の質問に移ります。

まずは、高齢者の難聴対策における、早めの受診の重要性についてです。

年のせいかからと放置されがちな難聴ですが、加齢によるものであっても、早めに医師に相談することが大切です。

そこで、聞こえが悪いなと感じた段階で医師に早めに相談することの重要性について、市としての見解を伺います。

次に、補聴器の制度上の位置づけと市の関わりについて伺います。

難聴の解決策の一つである補聴器ですが、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく管理医療機器として扱われています。

そこで、補聴器は制度上どのような医療機器として取り扱われており、市としてどのような関わりや周知を行っているのかを伺います。

最後に、軽度から中程度の難聴の方への情報提供や相談機会について伺います。

法律で指定された医療機器ではない音声增幅器、いわゆる集音器は性能に大きな差があり、市民にとってどれを選べばよいのか分からぬという不安があります。

そこで、軽度から中程度の難聴の方が、補聴器と集音器の違いを理解しつつ、自分に合った機器を検討できるよう、情報提供や相談の機会をさらに設けることについて市の考えをお聞か

令和7年第3回定例会会議録第9号（9月30日）

せください。

次に、県立幕張海浜公園の安全対策についてです。

将来的な整備計画について伺います。

現在の園路の幅では限界があり、混雑や事故の危険を避けることは困難です。園路の拡幅について、市として計画はあるのかをお聞きします。また、歩行者と自転車の安全な共存を図るためにには、専用の空間を設けることが不可欠です。そこで、公園内に自転車専用道路、いわゆるサイクリングロードを設置する予定はあるのか、市の考えを伺います。

最後に、子どもの権利救済相談室について再度伺います。

子どもの権利救済相談室が、子供にとって本当に相談しやすい場となるためには、第三者性の担保や、子供本人の声をどう拾うか、そして実効性ある仕組みにできるかどうかが重要です。

そこで、以下について伺います。

相談室は第三者性や公平性を担保できるよう、組織の位置づけや運営体制はどのようにになっているのか。

千葉市こども・若者基本条例には、子供自身の意見を尊重し、よく聞くことが定められています。救済相談室においても、この趣旨をしっかりと生かすことが重要です。

そこで伺います。

これまでの相談件数と、そのうち子供本人と本人以外をそれぞれ教えてください。

保護者からの相談があった場合、子供本人の意見を直接聞く体制はどう整えているのでしょうか。

また、子供が安心して声を届けられるよう、匿名、オンライン、訪問型相談など、多様な方法を導入する考えはあるのでしょうか。

また、子供の権利侵害の原因となっている施設、団体等が十分に対応しない場合、相談室はどのように対応できるのでしょうか。

また、単なる傾聴型の相談窓口にとどまらず、真に子供の権利救済として機能させるために、どのような取組を考えているのかお聞かせください。

○議長（松坂吉則君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（今泉雅子君） 2回目の御質問にお答えします。

高齢者の難聴対策についてお答えします。

まず、医師に早めに相談することの重要性についてですが、聞こえが悪い症状は、病気の兆候である可能性もあり適切な治療が必要な場合があること、また、加齢性の難聴の場合は早期に発見し、早期に補聴器を使用することで、人とのコミュニケーションが活発になり、生活の質の向上につながるものと認識しております。

聞こえが悪いと感じたら、早めに医師に相談するよう、市ホームページにおいて周知しております。

次に、補聴器の医療機器としての取り扱い及び市としての関わりについてですが、補聴器は、生命や健康に影響を与えるおそれがあり、適切な管理が必要なものとして厚生労働大臣が指定する、管理医療機器とされており、製造販売に当たっては、品目ごとに国の登録認証機関の認証を受けることとなっております。

本市では、補聴器を購入する際は専門の補聴器相談員や認定補聴器技能者に相談するよう市ホームページで周知しております。

最後に、自分に合った機器の検討に向けた情報提供や相談についてですが、聞こえが悪いと感じたら、早めにかかりつけ医や耳鼻科医師に相談すること、また、補聴器を購入する際は、専門医の診察を受けるとともに、専門職のいる補聴器販売店で相談するよう、市ホームページで周知しております。

補聴器と集音器は、どちらも聞こえをサポートする機器ですが、装用目的や装用開始後の人一人に合わせた調整などアフターケアの違いもあるため、まずは早期の受診を勧奨しております。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 都市局長。

○都市局長（鹿子木靖君） 県立幕張海浜公園の安全対策についてお答えします。

園路の拡幅や自転車専用道路を整備する計画についてですが、現在のところ、施設所有者である千葉県及び本市とも、園路の拡幅等の計画はありませんが、県とは自転車の園内走行に係る課題を共有しており、今後、地域の声を踏まえながら安全対策について協議してまいります。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） こども未来局長。

○こども未来局長（大町克己君） こどもの権利救済相談室についてお答えいたします。

まず、第三者性や公平性を担保するための組織の位置づけや運営体制についてですが、救済委員は、中立性を確保する観点から、職務の遂行について利害関係を有する職業等と兼ねることを条例で禁止するとともに、地方自治法に基づく付属機関として市から一定の独立性を持って活動できることにより、第三者性を確保しております。

また、公平性については、弁護士資格を有する者と児童福祉を専門とする学識経験者の2人を救済委員として任命しており、こどもの権利回復に向けた調整や措置を行うに当たって、両救済委員がそれぞれの専門的な見地から協議を行うことで、判断に偏りが生じることなく、公平な対応を行える体制を整えております。

次に、これまでの相談件数についてですが、本年9月15日現在で、相談が15件あり、そのうち、子供本人からが3件、子供本人以外が12件となっております。

次に、子供本人の意見を直接聞く体制についてですが、保護者から相談があった場合においても、面談その他の方法により、救済委員や相談専門員が子供本人から意見を聞くこととしております。

また、子供が保護者と一緒に面談に来られた場合であっても、保護者とは別に、子供本人と1対1で面談する機会を設け、子供が抱える不安や悩みを丁寧に聞き取ることとしております。

次に、子供が安心して声を届けられるよう、匿名、訪問型相談などの多様な方法を導入することについてですが、相談室では、実名、匿名に関わらず、電話やメールのほか、事前予約の上、対面での相談に応じることとしております。

また、権利侵害の状況により、相談室に来ることが難しい場合においては、必要に応じて自宅付近などに出向いて面談を行うこととしております。

つらい思いや悩みを抱える子供が、安心して相談でき、その声を確実に相談室に届けられることが何より重要であると考えており、いよいよ明日からとなりますが、10月1日からの民間テナントへの移転に合わせて、開設日や開設時間を拡大するほか、子供専用のフリーダイヤルを導入するなど、子供にとって相談しやすい環境を整えてまいります。

暫定版 ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第9号（9月30日）

次に、子供の権利侵害の原因となっている施設や団体等が対応しない場合についてですが、救済委員が、当該施設や団体等に調査や調整を行い、状況の改善を働きかけますが、それでもなお、対応が不適切または不十分であると判断される場合には、勧告や是正要請を実施することとしております。

その根拠として、条例の規定に基づき、救済委員が実施する調査等に当たっては、市の機関や民間の子供に関する施設や団体等に対して協力を要請することとしており、救済委員の職務遂行の実効性を確保しております。

最後に、子供の権利救済として機能するための取組についてですが、相談や申し出があった際には、子供本人などから丁寧に状況を聞き取り、速やかに事実の確認や子供の権利が守られていない可能性のある施設や団体等に対して調査を行っており、子供の権利回復を図るために必要な支援や対応を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（松坂吉則君） 黒澤和泉議員。

○7番（黒澤和泉君） 御答弁ありがとうございました。3回目は、意見、要望を述べさせていただきます。

まずは、高齢者の難聴対策についてです。

ただいまの御答弁で、市としての取組や限界が改めて確認できました。

まず、市にお願いしたいのは聴力を気軽にチェックできる機会を増やすことです。最近聞こえが悪いと感じても受診のきっかけをつかめず、放置してしまう方が多くいます。だからこそ、市が主導して気軽に聴力テストを受けられる場を設けることが大切です。

さらに、外出が難しい方のためには、自宅で聴力を確認できる手段を紹介することも有効だと考えます。例えばアップル社のヒアリングテストアプリのように、厚生労働省から管理医療機器として認定されている自己聴力テストも既に存在します。こうしたツールを市民に周知すれば、受診のきっかけをつかみやすくなり、早期の相談や対応にもつながるのではないかでしょうか。

ここから先は、国への制度整備に関わる要望です。

現状では、市民にとって安心して使える補聴器や集音器の選択肢が非常に限られています。

第1の問題は、補聴器が管理医療機器として扱われる中で設けられている仕組みが、利用者の利便性に十分配慮されていないことです。

安全のために医療機器として認定されること自体は必要ですが、その結果、販売は限られた専門店に集中し、価格が数十万円と高額になりがちです。

さらに、調整は購入した店に行って行わなければならないという事実上の縛りがあり、これが利用者にとって大きな負担となっています。

その結果、交通の便の悪さから通うことを諦めたり、調整されないまま使い続けてしまったりする方が多く、補聴器が十分に活用されていません。

第2の問題は、軽度から中程度の難聴に対応する、自己調整型補聴器に制度上のカテゴリーが存在しないことです。

性能の良い機器があっても、粗悪品と同じ扱いになり、消費者にはどれを選べば良いのか分かりません。メーカーも差別化ができないため、開発への投資を控えてしまい、結果として市場全体が育たないのであります。

同じような問題はアメリカでも起きていました。そこでアメリカは自分で調整するOTC補聴器というカテゴリーを新設し、一定の性能基準を満たした製品を認定しました。そして、このOTC補聴器を一般の販売店やドラッグストアで購入できるようにしたところ、価格は下がり、利用者が増え、補聴器は一気に普及したのです。日本でも同じようなカテゴリーを整備すれば、市民が安心して試せる選択肢が広がり、良い機器を手にしやすくなると考えます。

そして、この仕組みが整えば市場は拡大し、社会全体も変わります。

軽度・中程度の難聴者は多く、潜在的な市場は非常に大きいため、日本が本気で開発に取り組めば、聞きやすく使いやすい補聴器で世界をリードできる可能性もあります。市場が成熟すれば価格は下がり、町のあちこちで聴力検査ができ、補聴器の操作を丁寧に教えてくれるスタッフがいて、便利なサービスやアプリも普及するでしょう。

かつてメガネも、今の補聴器と同じような状況にありました。高価で処方箋が必要であり、また、完成までに何週間もかかるのが当たり前でした。

しかし、市場が広がり技術が進んだことで、今では安価に即日で、どこでもつくれるようになり、視力の低下を大きなハンデと感じる人は少なくなりました。

補聴器も同じように進化させることができます。

聴力の低下に悩む方が、不便や孤立感から解放され、耳の衰えを必要以上に負担と感じることなく、生き生きと暮らせる社会の実現につながると考えます。

本市には、市民への分かりやすい情報提供と初期チェックの動線づくりをお願いするとともに、国に対しては制度整備を求めるよう強く要望していただきたいと思います。

次に、県立幕張海浜公園の安全対策について、意見と要望を申し上げます。

現在、市は条例に基づく、自転車乗り入れ禁止を強調し、カラーコーン設置などによる注意喚起を行っています。しかし、現実には誰も押し歩きをしておらず、こうした対策だけでは実効性が乏しく、事故防止には十分とは言えません。特に電動アシスト自転車や子供を乗せた自転車では、押し歩きがかえって転倒の危険を伴い、日常生活に支障をきたします。

さらに、このカラーコーン自体が歩行者の通行を妨げており、特に車椅子を利用する方にとっては大きな障害になっています。実際に、車椅子を利用されている方から、ずれたコーンを移動できず困ったという相談も寄せられました。自転車への注意喚起のつもりが、かえって歩行者や車椅子利用者に迷惑をかけている現状は、全ての人にとって不利益になっていると言わざるを得ません。

市民が通勤・通学で利用せざるを得ない現実を踏まえ、条例と実態の乖離を埋める現実的な安全対策を、地元の方たちとの丁寧な議論を重ねて検討すべきです。国内外では自転車と歩行者を物理的に分離した専用道の整備例が多数あります。幕張海浜公園においても、園路拡幅やサイクリングロード新設など、構造的な安全対策を視野に入れるべきです。

また、Bブロックの民間活用によって利用者が増加することは確実です。樹木の間伐による見通しの改善だけでなく、将来的な利用実態を見据えた抜本的な対策を、県、市、事業者が一体となって検討していただきたいと思います。

そして最後に、そもそも条例は市民生活の安全や利便性を高めるために存在するものです。自分たちで定めた条例を抛り所に守れと強調するあまり、市民の生活にかえって負担を与えてしまっては本末転倒です。少なくとも幕張海浜公園に関しては、現実に即した特例を設けるなど、県条例の一部改正を検討すべきだと考えます。県立公園であることを踏まえ、市としても

暫定版 ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第9号（9月30日）

県と十分に協議を重ね、市民にとって安心で使いやすい公園となるよう柔軟に対応していただきたいと思います。

最後に、子どもの権利救済相談室について、意見と要望を述べます。

まず、市のホームページには、相談から解決までの流れが示されていますが、実際にどのような場合に勧告や是正要請を行うのか、また迅速な救済をどの基準で判断するのかといった点は明文化されていません。答弁でも、基準は設けていないとの説明がありました。これでは対応の一貫性や公平性が担保されず、安心して利用できる相談室にはなりません。

ここで参考になるのが、名古屋市の子どもの権利相談室、なごもっかの取組です。なごもっかでは条例に基づき、相談を受けてから解決までの流れを次のように制度化しています。

まず、相談を受けて調査・調整を行う。必要があれば勧告や是正の要請を行う。その際、関係機関には60日以内に回答する義務が課されている。それでも改善が見られなければ再度調査を行い、再勧告・再要請を行う。最終的には、その内容を市民に向けて公表する。

このように、一連の手続の流れが条例で明文化されており、制度として実効性を担保しています。千葉市も子ども・若者基本条例に救済委員の規定を持っている以上、その趣旨を生かし、少なくとも運用の仕組みを制度として明文化することが不可欠です。

次に、子供本人からの相談についてです。開設から間もないため、絶対数が少ないので当然ですが、全体の中で保護者からの相談に比べて本人からの割合が低いことが課題だと考えます。特に、この相談室は学校に限らず、塾や学童保育、習い事、公民館、さらには家庭まで、子供の権利侵害があればどの場面でも救済の対象となります。だからこそ、日常生活の場にいる子供に、どんな場面での嫌なことでも相談していいんだよと伝える工夫が不可欠です。こうした周知と仕組みづくりが、この制度の実効性を左右すると考えます。

また、この相談室は、調査や検討にとどまらず、相談してきた子供を本当に救済できる組織にすることが必要だと考えます。千葉市にも、重大ないじめが発生した場合には教育委員会が第三者による調査委員会を設置し、事実を調査し、改善策を検討する仕組みがあります。しかし、その役割は事後の調査と改善提言にとどまり、被害を受けた子供本人の救済には直結していません。実際、令和2年度に起きたいじめ重大事態の調査報告書でも、示された改善策は、情報共有の徹底にとどまり、当事者の子供が再び学校で安心して過ごせるような具体的な支援には結びつきませんでした。

事後に事象を振り返り、議論や提言を重ねるだけでは、子供は救えません。必要なのは、今日の前で苦しんでいる子供をどう救済するか、その具体的な手立てを講じることです。だからこそ、この相談室は、ただ話を聞くだけで終わってはなりません。いじめであれば、単に事実を確認して解決しましたとするのではなく、その子が再び学校や地域で安心して子供と過ごせるように、一緒に解決策を考え、伴走していくことが求められます。

子供にとってずっと寄り添ってくれる場所であり、握った手を離さず支え続けてくれる存在になることこそが、本来の救済の姿だと考えます。

したがって千葉市においても、名古屋市の事例に学び、勧告、報告、公表の仕組みなど運用をきちんと明文化すること、子供が安心して相談できる仕組みを多様に整えること。学校対応の限界を補う役割を明確に担うこと。傾聴型にとどまらず、伴走型の相談室として子供の環境づくりに関わること。そして、条例の趣旨を具体的に生かし、実効性を伴う運用を進めること。

これらを早急に整備し、相談室が真に子供の権利救済として機能するよう、強く要望いたし

ます。

以上、3つの課題について質問をいたしました。

市民が直面している不便や不安を解消するためには、現場の声に耳を傾け、形式にとらわれない柔軟な発想で制度や運用を見直していくことが必要です。子供から高齢者まで、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるために、市の積極的な対応を期待します。

これで私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 黒澤和泉議員の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。22番・守屋聰議員。

[22番・守屋 聰君 登壇、拍手]

○22番（守屋 聰君） 皆さんこんにちは。日本維新の会千葉の守屋聰でございます。よろしくお願ひいたします。さて皆様は、大阪関西万博にはもう行かれましたでしょうか。私は、開幕早々に行ってまいりましたけれども、早々いろいろと取り沙汰されて、トラブル問題続きでありますけれども、残りあと2週間になってしましましたので、なんとか個人的には無事に閉幕することを切に祈るばかりでございます。

それでは通告に従いまして、一般質問を行います。

令和6年度の決算が公表されました。

歳入は市税と地方消費税交付金が増収になり前年度比4.6%増の5,294億7,000万円、歳出は前年度比4.6%増の5,256億7,700万円で、実質収支は29億8,200万円の黒字を確保したということであります。

しかしながら、財政の健全性を示す実質収支比率は1.1%で財政に余裕がなく、経済収支比率も98.8%と新たな政策や投資に回せるお金が少ない現状にあります。ただ、借金返済の割合を示します実質公債費比率は10.4%で健全範囲であり、次世代にどれぐらいの借金を残しているかを示す将来負担比率は120.1%と良好とは言えないものの改善をされてきております。

総合的には大きな問題はないと考えますが、市長もおっしゃっていますように財政調整基金の残高が減少傾向にあり確保が課題であると考えます。

そこで、財政調整基金の減少などにより、財政状況が厳しさを増す中、今後財政運営をどのように進めていくのかをお尋ねいたします。

以降、質問席にて行います。よろしく御答弁のほどお願いいたします。（拍手）

○議長（松坂吉則君） 答弁願います。財政局長。

○財政局長（勝瀬光一郎君） 近年、市税収入は堅調な傾向であるものの、社会保障関係経費の増や、市有施設の老朽化対策、物価高騰への対応、各種行政コストの増などにより、歳入の増を上回る歳出を余儀なくされており、厳しい財政運営を強いられております。

このような状況においても、様々な行政課題に対し、市民サービスの維持、向上や持続的発展に向けたまちづくりを推進していくためには、これまで以上に自主財源の確保や歳費削減の取組を強化していく必要があると認識しております。

この認識のもと、引き続き、公共料金の見直しやふるさと納税の受入れ強化のほか、企業立地の促進や子育て支援の充実といった将来の税源涵養に向けた施策の推進など、歳入の確保に努めてまいります。

また歳出面におきましても、脱炭素化の取組による光熱費の削減、公共施設の統廃合や民間活力の導入による維持管理コストの縮減を図るとともに、既存の事務事業については、社会状

暫定版 ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第9号（9月30日）

況等の変化を踏まえ、必要性や効果を検証し、市民生活への影響に配慮しつつ、さらなる見直しを進めることで、厳しい収支状況下でも、適切な財政運営に努めてまいります。

○議長（松坂吉則君） 守屋聰議員。

○22番（守屋 聰君） ありがとうございます。

厳しい財政状況にある中でも、効率的な予算執行がなされていることは評価するところであります。しかし、家庭に例えれば、貯金が少なくなっているということは、いざというときに手が打てないことになりますので、この貯金を増やすために予算の組み方や執行、特に事業の見直しは重要な課題だと考えます。

単に過去の経緯のまま継続してきている事業はないのか、所管をまたがった同様の事業はないかなど、事業の評価と検証をしっかりとしていただき、持続可能な財政運営に努めていただきたいと思います。

次に、財政運営においては地域経済の支援は重要な役割を果たすと考えます。

地域経済が活性化しますと法人税など税収増につながります。

そこで、原材料費の高騰や円安の影響により、物価高騰が続く中、中小企業支援にどう取り組まれるのかお伺いいたします。

○議長（松坂吉則君） 経済農政局長。

○経済農政局長（安部浩成君） 物価高騰対策として、昨年度に引き続き、中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金を実施しており、積極的な周知活動により、8,964件の申請をいただき、現在、審査や支給を行っているところです。

また、厳しい経営環境が続く中、中小企業の持続的な成長を促すため、ＩＣＴ環境の構築、導入に係る費用を助成するとともに、中小企業が行う研修や人材不足が生じている業種での従業員の資格取得にかかる費用を助成するなど、生産性向上と経営基盤の強化に向けた取組を支援しております。

今後も、中小企業が抱える個々の課題やニーズに寄り添ったきめ細やかな支援に努めてまいります。

○議長（松坂吉則君） 守屋聰議員。

○22番（守屋 聰君） ありがとうございます。

地域経済の活性化には、企業の海外展開の支援や観光資源の利用による外貨獲得も大きな手段の一つであります。

そこで、企業の海外展開の支援や観光資源の利用による外貨獲得に対する本市の考え方及び取組についてお尋ねいたします。

○議長（松坂吉則君） 経済農政局長。

○経済農政局長（安部浩成君） まず、企業の海外展開については、今後の人口減少局面においても地域経済を持続的に発展させるためには、国内だけでなく海外をも市場として事業展開する企業の存在が不可欠であると考えており、各種支援策を実施しているところです。

具体的には、海外への販路拡大のため、国際認証資格の取得や国際的な電子商取引の利用などに要する費用の助成を千葉市産業振興財團で行っております。

また、海外展開の実現を支援する海外派遣プログラムを、今年度から来年度にかけて実施することとしており、現在、参加企業の募集を行っているところです。

次に、観光資源の利用については、訪日外国人旅行者の旅行支出額が大きいことを踏まえ、

市内観光産業への経済効果を期待し、インバウンドの誘致を進めているところです。

具体的には、本市観光資源を掲載した、千葉市観光素材集を作成し、国内外で開催される商談会や現地の旅行会社などにプロモーションを実施しております。また、市内での宿泊と観光施設利用条件に、インバウンド団体旅行客向けバスツアー造成支援事業を設け、1ツアーアタリ5万円の補助を行っております。さらに、今年度は、幕張ビーチ花火フェスタにおいて、外国人観光客向けガイド付き花火鑑賞ツアーを初めて実施しました。

今後は、国内向け大型イベントに対する、訪日外国人旅行者の関心が高まっていることを踏まえ、これらのプロモーションにも力を入れていきたいと考えております。

○議長（松坂吉則君） 守屋聰議員。

○22番（守屋 聰君） ありがとうございます。

千葉市には、年間延べ270万人の宿泊客があるそうです。そのうちの7割が観光目的で訪れているということで、その内訳はディズニーリゾート目的が3割、MICEやイベント目的が2割、その他千葉市内の観光などが2割だそうです。

聞くところによると、千葉そごう4階のブランド売り場には外国人の買い物客が結構いらっしゃるようで円安の効果ではないかと考えます。

千葉市は確かに目玉になるような観光施設はありませんが、陸海空における立地的なポテンシャルは高く、幕張メッセのイベントやMICE、ZOZOマリンスタジアムや蘇我スポーツ公園などで野球、サッカー、音楽フェスなども開催され、ゲートウェイ機能を備えていると思います。地域経済を活性化するためにもぜひ、ゲートウェイ都市としての地位を確立するための観光資源、都市ブランドの強化を推し進めていただきたいと思います。

次に移ります。

今年は本当に暑い夏が続きました。地球温暖化、沸騰化とも言われておりますが、この環境を変える意味でも脱炭素化は重要な課題であります。

そこで、まず市内業者等に向けた省エネ、再エネの取組についてお尋ねいたします。

○議長（松坂吉則君） 環境局長。

○環境局長（秋幡浩明君） 脱炭素化を促進するため、事業者の省エネ、再エネに向けた機運を醸成していくことが非常に重要であると認識しております。

そのため、事業者が高効率の空調や照明設備などの省エネ設備を導入する際の助成や、九都県市や千葉県などと連携し、複数事業者による太陽光発電設備や再エネ電力の共同購入が可能となる制度を周知しているほか、昨年度から、脱炭素推進パートナー支援制度を開始し、脱炭素に取り組む市内業者等をバックアップしております。

○議長（松坂吉則君） 守屋聰議員。

○22番（守屋 聰君） ありがとうございます。

続いて、その脱炭素推進パートナー支援制度についてお聞かせください。

○議長（松坂吉則君） 環境局長。

○環境局長（秋幡浩明君） 本年8月末時点で、市内229事業所が登録しており、本市から脱炭素に関するセミナーの案内や最新の情報などを積極的に発信しています。

今後も、登録事業者数の増加を図るとともに、優良事例の表彰や取組内容の横展開を行うことにより、さらなる機運の醸成を図ってまいります。

○議長（松坂吉則君） 守屋聰議員。

暫定版 ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第9号（9月30日）

○22番（守屋 聰君） ありがとうございます。

では、さらに企業と連携した取組についてもお聞かせください。

○議長（松坂吉則君） 環境局長。

○環境局長（秋幡浩明君） 昨年度は、民間企業6社の御協力により、市内小中学校9校で省エネなどに関する環境学習授業を延べ20回実施したほか、断熱に関するワークショップなどを開催しました。

今後も様々な企業と連携し、市民の省エネ、再エネなどへの意識醸成につながる取組を実施してまいります。

○議長（松坂吉則君） 守屋聰議員。

○22番（守屋 聰君） ありがとうございます。

企業との連携においてなんですかでも私見になりますが、太陽光発電における太陽光パネルも既存の太陽電池より軽く、薄く、フレキシブルに発電可能なペロブスカイト電池というのが近年盛んに研究開発をされているようです。

これが実用化されると、例えば農業が画期的に変わります。

ペロブスカイト電池は、表面は透明でも発電可能のようですから、ビニールハウスをこれでつくれば、冷暖房完備のビニールハウスでランニングコストがほとんどからずに野菜、果物を作ることが可能になるというものです。

このペロブスカイトの原料となるのがヨウ素という物質で、このヨウ素の産出国世界第2位がなんと日本だそうです。その中でも、千葉県が全国シェア7割から8割を占めているとのことです。なんとこの千葉市でも若葉区で産出されているようです。千葉県が主な産出県ですから、画期的な技術革新の分野でも市内企業との連携で千葉市が再エネをリードすることができれば、地域経済の活性化の起爆剤になると思いますし、千葉市が日本のドバイになるかも分かりません。さらなる企業の連携を期待いたします。

次の質問に移ります。

高齢化が進みまして、かつ独居の高齢者が増えている現状があります。

親族がいらっしゃれば幸いですが、親族がいない方がお亡くなりになると引き取り手がない御遺体となり、火葬やお骨の管理など悩ましい問題があります。

そこで、引き取り手のない御遺体やお骨の管理についての現状をお尋ねいたします。

○議長（松坂吉則君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（今泉雅子君） 身寄りのない方が自宅や入院先などで亡くなり、警察や病院などから市に御遺体の引き取りや火葬の対応依頼が入った場合は、墓地、埋葬等に関する法律の、死体の埋葬又は火葬を行う者がないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならないとの規定に基づいて、本市が葬儀業者を手配し火葬を行っております。

昨年度の火葬は120件、市が負担した金額は2,200万円となっており、近年増加傾向にあります。

なお、遺留金があれば、火葬費用に充当するほか、火葬後に引き取り手が見つかった場合は市が負担した費用を返還していただいております。

火葬後、引き取り手のない遺骨は、市営霊園納骨堂に5年間安置し、その間、戸籍調査などにより親族を探し、引き取りを求めることがあります、見つからない場合は、霊園内の無縁

合祀後に埋葬することとしております。

○議長（松坂吉則君） 守屋聰議員。

○22番（守屋 聰君） ありがとうございます。

引取り手がない御遺体があるということと同様に、承継者がいないお墓もあり、大変悩ましい問題だと感じております。

承継者のいないお墓についての現状もお尋ねいたします。

○議長（松坂吉則君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（今泉雅子君） 市営霊園の墓地は、桜木霊園、平和公園の2つの霊園で約4万区画ありますが、このうち墓地の使用者が不明で、承継者の調査を行っている区画が本年7月時点では62区画あります。

また、調査の結果、最終的に承継者を確認できなかった区画が桜木霊園を中心に311区画あります。

このほか、調査を終了し、官報への掲載、立札の掲示などの手続を経て、無縁墓地として確定した区画が51区画ありますが、墓石の取扱いや撤去に費用がかかるところから、現在のところ改葬にはいたっておりません。

今後、引き続き他都市の事例を調査し、対応の手法を研究してまいります。

○議長（松坂吉則君） 守屋聰議員。

○22番（守屋 聰君） ありがとうございます。

お聞きしたところ、承継者のいないお墓を更地に戻すためには墓石の解体などを含めると、一区画50万円から60万円の費用がかかるようです。先ほど御答弁にありましたように、引き取り手のない御遺体も増加傾向にあり、承継者のいないお墓も仮に増加傾向となれば、その対応は全て市が行うことになり大変な支出となります。今のうちに対策を講じる必要があると思います。また、お墓の承継は不動産とは異なりますから、承継手続は差し障りのない範囲で簡便にしてスムーズに承継いただくことも重要だと思われます。

そこで、霊園事業と斎場事業で構成される霊園事業特別会計の収支と、承継者がいない墓地の増加の影響についてお尋ねいたします。

○議長（松坂吉則君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（今泉雅子君） 霊園事業特別会計は霊園事業と、斎場事業で構成されております。このうち、霊園事業については、墓地の使用許可の際に一度だけ納入していただく墓地使用料と、一般墓地の使用者に毎年納めていただく墓地管理料などの歳入があり、昨年度の歳入決算額は3億6,700万円で、指定管理委託料などの歳出決算額は3億4,100万円で、実質収支は2,600万円となっております。

斎場事業も含めた特別会計全体としては、一般会計からの繰り入れにより収支の均衡を図っております。

承継者のいない墓地の増加は、墓地管理料の収入の減少につながるとともに、返還墓地として墓地使用料を得る機会が失われるため、会計に影響を与えているものと認識しております。

今後も、速やかに墓地の承継が行われるよう使用者への周知啓発を行うとともに、使用者が不明となっている墓地の調査を進めてまいります。

○議長（松坂吉則君） 守屋聰議員。

○22番（守屋 聰君） ありがとうございます。

暫定版 ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第9号（9月30日）

今回、取り上げました霊園と斎場事業の問題は高齢化に伴い増加傾向にありますし、財政が厳しくなっている現状ですので、問題提起をしておきます。

次は、災害対策についてです。

本年7月30日にカムチャッカ半島付近の地震による津波に対する警報、注意報が日本で広範囲に発令をされました。日本ではこの地震の津波による直接的な被害はなかったものの、避難時にお一人がお亡くなりになり、数十人の怪我人が出ました。また、電車の運休や遅延もあり、多くの帰宅困難者がいるなど、大変な一日がありました。ここ千葉市においても、大なり小なり影響がありました。

そこで、千葉市に発令された津波注意報に対する対応についてお伺いいたします。

まず、稲毛海浜公園の海拔はどのくらいでしょうか。

○議長（松坂吉則君） 都市局長。

○都市局長（鹿子木靖君） いなげの浜沿いに設置されているコンクリートの防波護岸の高さは、海拔約3.9メートルで、それより内陸側に位置する芝生広場などの公園施設は、海拔2.6メートル以上に設置されております。

○議長（松坂吉則君） 守屋聰議員。

○22番（守屋 聰君） 次に、当日のいなげの浜及び稲毛海浜公園プールの対応についてお伺いいたします。

○議長（松坂吉則君） 都市局長。

○都市局長（鹿子木靖君） 7月30日午前9時40分の津波注意報及び本市による海岸や河口などにいる方を対象とした避難指示の発令を踏まえ、いなげの浜では、海水浴監視員などが利用者の退避や立入禁止措置を行うとともに、繰り返し園内放送で注意喚起を実施し、翌31日の注意報解除まで同様の措置を継続しました。

また、防波護岸の内陸側に位置する稲毛海浜公園プールでは、津波注意報発令後の状況変化に応じて速やかに避難できるよう、施設を管理する民間事業者がプールへの入水を禁止しました。なお、入場料は返金し、翌31日は通常どおり営業を再開しております。

○議長（松坂吉則君） 守屋聰議員。

○22番（守屋 聰君） ありがとうございます。

防波護岸の高さが海拔3.9メートルということで、この高さが災害時に安全、安心を担保できるかは分かりません。

今回、当初1メートル程度の津波予想だったことと、なかなか注意報が解除されなかつたことで現場のプールへの入水禁止を解除するか否かの判断も難しかったとは思いますが、結果的に入水禁止を解除しないと決定したのが午後2時となったようです。

当然のことながら、当局と管理事業者が緊密に連絡を取って対応したものと思いますが、この夏はすこぶる暑い夏であり、利用者を炎天下で退避させていたわけではなかったものの、結果的にプール内で長時間にわたり利用者が待機していたということは、今後の対策に活かすべき事例だと考えます。

また、避難に関連しまして、避難場所等に誘導する看板についてもお尋ねいたします。

○議長（松坂吉則君） 危機管理監。

○危機管理監（相楽俊洋君） 駅前や市民センターなどに周辺の避難場所など確認できる避難場所等案内板を設置し、広域避難場所周辺の道路沿いには、広域避難場所までの距離と方向を

記載した誘導標識を設置しております。さらに、市内の電柱に最寄りの避難場所の方向や、災害種別ごとの避難可否を示す広告付き避難場所等電柱看板も設置しております。

こうした看板の設置により、災害時、円滑に避難できるよう備えるとともに、平時から千葉市防災ポータルサイトやハザードマップで避難場所などを確認していただくよう取り組んでおり、今後も引き続き周知啓発に努めてまいります。

○議長（松坂吉則君） 守屋聰議員。

○22番（守屋 聰君） ありがとうございます。

稲毛海浜公園は、千葉市民だけが利用するわけではありません。

市外や県外から多くの来場者が来られますし、今回のような夏休みは子供たちだけで遊びに来ているケースもあります。

アナウンスによる誘導はもとより、避難誘導の掲示板は多くて困ることはありませんから、誰が見ても分かりやすく、安全に、安心して避難できるよう引き続き、災害対策を十分に講じていただきたいと思います。

それでは最後の質問になりますが、学区についてお尋ねをいたします。

先日麻生議員からも取り上げられておりましたけれども、子供たちが通学する市立学校には学区外通学承認地域というものがありますが、本市の学区外通学承認地域の考え方をお示しください。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 本市では、地域の子供は地域で育てるとの基本的な考え方に基づき、住所地により通学する学校を指定する通学区域制度をとっております。しかし、学区外通学承認地域に居住しているなどの理由により変更が認められる場合もあります。これは、子供の通学距離による負担の軽減や通学時の安全を確保するなどの理由から、指定された学校以外の学校への通学を可能としているものです。

今月現在、市内98地域を当該地域に指定し、全体の約1.7%の児童生徒がこの事由により学区外通学をしております。

○議長（松坂吉則君） 守屋聰議員。

○22番（守屋 聰君） ありがとうございます。

では、宅地開発などにより児童生徒が増加している地域における通学区域変更の考え方についてもお示しください。

○議長（松坂吉則君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 宅地開発などにより児童生徒が増加している地域におきまして、本来学区として指定された学校では児童生徒の受入れが困難と見込まれる場合は、教室改修や校舎の増改築などの対策を検討した上で、既存の通学区域を変更することができます。

その際には、周辺の学校の状況を踏まえ、通学上の安全性などの観点から教育委員会で決定しています。

なお、通学区域の変更は集合住宅単位で行うこともあり、開発業者は当該集合住宅の指定校を教育委員会に確認した上で、広告を出す流れとなっております。

○議長（松坂吉則君） 守屋聰議員。

○22番（守屋 聰君） ありがとうございます。

そもそも、この学区外通学承認地域の指定においては、保護者や地元自治会からの要望があ

暫定版 ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第9号（9月30日）

ったものと聞いております。

よって、学区外通学承認地域の子供たちは御答弁にありましたように、通学距離による負担軽減や通学時の安全を確保することから、指定された学校以外の学校へ通学を可能にしているものであります。

これにより、同じ地域に住んでいる児童が違う学校に通うことが起こり得るものであります。

これとは別に、自宅の前の学校に通えない子供たちも存在をしております。

これも、御答弁にありましたように目の前の学校の人数的な受入れが難しいため、やむを得ず既存の通学区域を変更したものであります。

この地域に住む子供たちは、目の前に学校があるにも関わらず、通学区域が変更されたために距離が遠い学校に通っているわけであります。

このことは、新たに住宅やマンションが販売される際に事前に周知をしているもので、何ら当局が責められるものではありません。しかしながら、時が経ち、学区が変更されたマンションに、目の前の学校に既に通っている子供が仮に引っ越してきたとしますと、引っ越してきた子供は学区外通学の申請をすれば、そのまま目の前の学校に通えるので、引っ越してきたばかりの子供は遠い学校、新たに目の前の学校に来ている子は学区外通学申請をしているから目の前の学校に通えるということで、頭では分かっているけれども感情的には納得がいかないというのが人間であります。

また、幕張の若葉地区では、多くの児童の受入れが必要なことから小学校の建設が進められています。他方、更科地区の子供の中には自宅から2キロ以上離れた学校に通う実態があります。

私たちの時代にも2キロメートル以上の通学がありました。しかしながら、昨今の異常気象、上下校時の事故など子供たちを取り巻く環境は明らかに変化しております。

そこで、将来的にはスクールバスの運用を現代に合わせた制度にするよう国にも働きかけて、遠い学校にも保護者が安心して子供を通わせられるように考えていくのも必要ではないかと思います。

今後は少子化が進み、市立学校の閉鎖も余儀なくされると思います。

千葉市は幸いにも今は微増に人口が増えており、子供たちの受入れに理不尽な状況も出てきておりますが、財政が厳しい中、学校を建てたり、解体するのも多額の費用を要しますから、バスの運転手不足などの問題はありますが、スクールバスの導入の方が安全で安価だとも考えられます。

今後は、子供たちの通学の手段を考えていく必要があるのではないかということを御提案申し上げまして、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（松坂吉則君） 守屋聰議員の一般質問を終わります。

議事の都合により暫時休憩といたします。

午後2時23分休憩

午後2時50分開議

○副議長（川合隆史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。20番・安喰初美議員。

[20番・安喰初美君 登壇、拍手]

○20番（安喰初美君） 日本共産党千葉市議会議員団の安喰初美です。

通告に従い、質問を行います。

初めに、介護認定についてです。

9月15日の敬老の日にちなみ、総務省から日本の高齢者人口が3,619万人、高齢化率は29.4%と発表されました。本市の65歳以上の高齢者は25万8,000人、75歳以上は15万5,000人となり、65歳以上の高齢者が人口に占める割合は26.2%と高齢化が進んでいます。80歳を過ぎても元気で仕事をしたり、サークル活動に参加したり、趣味に打ち込むなど社会活動をしている方がたくさんいる一方で、足腰が弱って外出ができなくなった方や病気や、認知症などで介護を必要としている方の多くは、介護保険を利用しています。

知人の90歳の女性は、家事はもちろん、毎日畠仕事をする元気な高齢者でしたが、8月に脳梗塞を発症し、入院生活を送ることになり、家族の方に介護の問題が襲いかかってきました。入院中に介護保険の申請を行ったところ、認定まで2か月はかかるとの情報もあり、そんなに時間がかかるものなのかと驚いたと話されました。

そこで伺います。

要介護認定の申請から、介護認定審査会により認定されるまでの仕組みについて、お示しください。以降、質問席にて行います。（拍手）

○副議長（川合隆史君） 答弁願います。保健福祉局長。

○保健福祉局長（今泉雅子君） 介護を必要とする本人やその家族などが要介護認定の申請を行い、申請後は主治医による意見書作成と、認定調査委員による認定調査を行います。

その後、認定調査結果や主治医意見書に基づいたコンピュータによる一次判定を経て、医療や介護の専門家で構成される介護認定審査会が2次判定を行い、要介護度を決定しております。

○副議長（川合隆史君） 安喰初美議員。

○20番（安喰初美君） 要介護認定の申請から認定までにかかる日数について、千葉市、千葉県、全国の所要日数と区別の所要日数についてお示しください。

○副議長（川合隆史君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（今泉雅子君） 厚生労働省によると、本年4月に申請した方が認定されるまでの日数は、千葉市43.5日、千葉県43日、全国42日となっておりまして、各区の日数は、中央区45.6日、花見川区36.8日、稲毛区46.4日、若葉区39.7日、緑区43.2日、美浜区49.7日となっております。

○副議長（川合隆史君） 安喰初美議員。

○20番（安喰初美君） 全国や県に比べて千葉市が認定までに日数を要する要因について、どのように分析していますか。

○副議長（川合隆史君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（今泉雅子君） コロナ下の特例により、認定の有効期限を延長する措置が終了し、申請が集中したことに加え、一部の区で調査員の欠員が生じたことが要因と考えております。

○副議長（川合隆史君） 安喰初美議員。

○20番（安喰初美君） 介護保険のパンフレットには、原則として申請から30日以内に、区の介護保険室から認定結果が通知されますと記載されています。現状は43.5日を要しており、大きな開きがあります。申請者は一日も早く介護保険を利用したいという思いがあるわけですか

暫定版 ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第9号（9月30日）

ら、介護認定を原則どおりに行えるようにすべきと考えますが、市の見解を伺います。

○副議長（川合隆史君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（今泉雅子君） 介護が必要な方が早期にサービスを利用できるよう、できる限り早く認定結果を出せるようにしていく必要があると考えております。

そのため、介護認定調査員の増員、事務補助の配置、外部への調査の委託を増やすなどの対応を行ってまいりました。

要介護認定については、今後も申請件数の増加が見込まれることから、本年11月に認定事務センターを設置し、全市分の認定事務の一部を委託する予定であり、このセンターも活用しながら認定事務の効率化、迅速化に努めてまいります。

○副議長（川合隆史君） 安喰初美議員。

○20番（安喰初美君） 要介護認定の通知が届くまで時間がかかると必要な介護サービスを利用できないため、暫定的な措置が取られているということがあるようですが、認定が下りなくとも見込みで介護サービスを利用することは可能なのか伺います。

○副議長（川合隆史君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（今泉雅子君） 要介護認定の効力は申請日に遡って生じますので、認定結果が出るまでの間でも、暫定的に介護サービスを利用することができる。

なお、その場合、想定よりも要介護度が低い結果となったときには、自己負担が生じる可能性があります。

○副議長（川合隆史君） 安喰初美議員。

○20番（安喰初美君） 要介護認定結果によって要支援では介護要望サービスの利用となり、要介護2と要介護3では施設サービスが利用できる、できないに違いが出てくるため、認定結果に不服を申し立てる場合があると思いますが、審査請求は何件くらいありますか。また、認定結果が覆った件数は何件ありますか。

○副議長（川合隆史君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（今泉雅子君） 過去5年間の審査請求件数は3件で、棄却が1件、審査中が2件となっております。

○副議長（川合隆史君） 安喰初美議員。

○20番（安喰初美君） 今後も高齢者は増え続けていくため、介護が必要な方も増えていくことが予想されます。介護認定がスムーズに行えるよう、人員増のための財政支援や判定のシステムの改善など国に要望すべきではありませんか。

○副議長（川合隆史君） 保健福祉局長。

○保健福祉局長（今泉雅子君） 現在、国において二次判定の手続の簡略化、主治医意見書のデジタル化などが検討されているため、国の動向を注視してまいります。

今後も要介護認定の迅速化に取り組んでまいります。

○副議長（川合隆史君） 安喰初美議員。

○20番（安喰初美君） 来年度、要介護認定申請件数が4万8,000件と予測されているとのことです。認定調査員を増員して要介護認定を急ぐよう要望しておきます。

次に、こども誰でも通園制度についてです。

少子化対策の目玉として保護者が就労していない6か月から3歳未満の子供が月10時間以内で保育所等を利用できる、こども誰でも通園制度が来年度から本格実施となります。孤立した

子育てをしている家庭を支援するとともに、子供の健やかな育ちを保障していくことは必要ですが、こども誰でも通園制度には不十分な点が多くあり、本当に子供と保護者の支援につながるのか疑問に思います。

そこで伺います。

千葉市は今年度、地域子ども・子育て支援事業として、こども誰でも通園制度を実施していますが、実施状況についてお示しください。

○副議長（川合隆史君） こども未来局長。

○こども未来局長（大町克己君） 本市では、昨年度の試行的事業に続き、本年4月から、児童福祉法等に位置付けられた、乳児等通園支援事業として、切れ目なく支援を提供しており、先月末時点での実施状況については、実施施設数は23施設、利用認定件数は565件、実利用人数は199人、延べ利用時間数は2,986時間となっております。

通年での利用実績は、昨年度を上回ることが見込まれます。

○副議長（川合隆史君） 安喰初美議員。

○20番（安喰初美君） 千葉市は昨年、こども誰でも通園制度の試行実施を行い、検証を行っていますが、検証で明らかになった問題点や課題は何か伺います。また、今年度実施しているこども誰でも通園制度で検証結果が生かされているのか伺います。

○副議長（川合隆史君） こども未来局長。

○こども未来局長（大町克己君） 試行的事業においては、利用者及び事業者の双方から、保護者の育児負担軽減に加え、子供の心身の発達にも効果があったとの評価が得られました。

一方で、事業者から、採算性が確保できない、保育人材の確保が困難、保育現場の負担が大きいなどの課題が指摘されたほか、利用者からは、月10時間の利用上限では不十分、身近に実施施設がないなどの声が寄せられたところです。

これらの課題については、まずは、国において解決が図られるべきものと考えており、今年度の、国の施策及び予算に対する重点要望において、事業者の安定運営に資する補助制度の創設や、保育人材の確保、利用時間の上限の拡充などについて、強く要望しているところです。

その上で、本市としては、今年度から、1月ごとの利用に際して、複数施設を利用できるようにしたことや30分単位での利用を可能とし、利用者の利便性向上を図るなど、運用の改善を行っております。

○副議長（川合隆史君） 安喰初美議員。

○20番（安喰初美君） 試行実施をした事業者からは、補助金が少なく採算が合わないという声が上がっています。こども誰でも通園制度のための職員を確保したとしても利用者の実績がなければ賄えず、赤字になってしまいます。そうなれば事業を実施する事業者は少なくなってしまい、保護者の利用の選択肢も限られて支障がでてしまうのではないか。安定運用のためには、職員確保のための人件費を保障することを求めますが、見解を伺います。

○副議長（川合隆史君） こども未来局長。

○保健福祉局長（今泉雅子君） 利用者数が安定しにくく、利用者がいない時間帯が必然的に生じる本制度の特性があるにも関わらず、現行制度では、利用時間に応じた単価方式により補助金が支払われる仕組みとなっており、事業者にとって、安定的に運営を継続することが難しい状況であると認識しております。

このため、国に対し、単価方式に加え、年間で見込まれる人件費を補償するなど、事業者が

暫定版 ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第9号（9月30日）

採算を確保しやすい仕組みとすることを、強く要望しております。

○副議長（川合隆史君） 安喰初美議員。

○20番（安喰初美君） 利用方式には、別々の事業者で固定していない時間帯でも利用できる自由利用と固定した事業所、固定した曜日・時間帯に利用する定期利用の2種類がありますが、子供が安心して保育所等で過ごすためには、定期利用に限定すべきと考えますが、見解を伺います。

○副議長（川合隆史君） こども未来局長。

○こども未来局長（大町克己君） 不定期利用に比べ、定期利用については、継続的な関わりの中で、保育者が子供の発達状況や特性、家庭環境等を把握した上で、見通しをもって保育や支援を行うことができ、また、施設運営においても職員配置等の計画が立てやすさはあるものと考えております。

一方で、本市としては、様々な環境にある子供や保護者の状況に応じて、単発での利用を含めた不定期のニーズにも応えていく必要があると考えており、現時点では、定期利用のみに限定することは考えておりません。

引き続き、利用者や事業者の御意見も踏まえながら、子供と子育て家庭を効果的に支援することができる運用を検討してまいります。

○副議長（川合隆史君） 安喰初美議員。

○20番（安喰初美君） 余裕活用型は、定員に空きがある場合に利用できるものであり、年度途中に空きがなくなってしまえば、こども誰でも通園制度の利用はできません。また、専任の保育者を配置せずに通常保育の中でこども誰でも通園制度を利用する子供を受入れるため、在園児にとって毎日新しい子供が入れ替わり落ちつかず、子供にとって望ましい保育環境とは言えません。専用室と専任の保育士を確保して保育ができる一般型に限定すべきではありませんか。

○副議長（川合隆史君） こども未来局長。

○こども未来局長（大町克己君） 保育現場の負担や通常保育への影響などから、通常保育と分離できる専用室を確保しながら、実施することが有効であると考えており、専任職員が配置され、安定的に子供の受け入れが可能な、一般型での実施が望ましいと認識しております。

しかしながら、通常保育と同じ場所で過ごし他の園児との関わりを持つことは、本事業の目的の一つであることから、現時点では、一般型に限定することは考えておりません。

○副議長（川合隆史君） 安喰初美議員。

○20番（安喰初美君） こども誰でも通園制度の職員配置基準は、ゼロ歳児は3対1、1、2歳児は6対1で、保育従事者のうち保育士は2分の1でよいことになっています。職員配置について国の基準より上乗せをしている自治体があり、新潟市はゼロから1歳児は3対1、北九州市は1歳児が5対1としており、神戸市では保育従事者は全て保育士としています。保育所等に慣れていない子供を預かるためには通常保育よりも人手が必要になります。これらの市に学んで配置基準の上乗せをすべきではありませんか。

○副議長（川合隆史君） こども未来局長。

○こども未来局長（大町克己君） 本市の保育従事者の配置基準は、国の配置基準と同様としているところですが、事業者からは、保育者の確保は困難との御意見が寄せられている状況でありますので、現時点では、現行の配置基準で対応したいと考えております。

○副議長（川合隆史君） 安喰初美議員。

○20番（安喰初美君） 年度途中で3歳の誕生日が来ると、こども誰でも通園制度の利用ができなくなってしまいます。練馬区では保育の継続ができるように3歳になった年の年度末まで利用可能となっています。千葉市でも3歳になった年の年度末まで利用できるようにすべきと考えますが、見解を伺います。

○副議長（川合隆史君） こども未来局長。

○こども未来局長（大町克己君） 本市では、国基準と同様、生後6か月から満3歳未満の子供を対象としておりますが、今後は国の動向を見極めつつ、満3歳に達して利用期間を終えた利用者の御意見などから、実情を把握するとともに、他自治体の事例も参考しながら、本市としての対応を検討してまいります。

○副議長（川合隆史君） 安喰初美議員。

○20番（安喰初美君） こども誰でも通園制度では、子供の育ちに関する長期的見通しを持った全体的な計画及び、一人一人の子供の実態に応じた指導計画を作成することが求められますとしています。また、保育の終了後には記録を作成する必要もあります。保育計画作成や記録の作成など、保育士に新たな負担が生じないよう勤務時間内でできるような勤務体制が必要ではありませんか。

○副議長（川合隆史君） こども未来局長。

○こども未来局長（大町克己君） こども誰でも通園制度に係る保育計画や記録の作成については、実施施設や保育従事者の御意見などを伺いながら、実情を把握し、必要な対応を検討してまいります。

○副議長（川合隆史君） 安喰初美議員。

○20番（安喰初美君） 試行的事業ではゼロ歳が利用者の半数を占めたとのことですが、子供に一番手がかかる時期であるゼロ歳から1歳児の需要が大きいのではないかと予想されます。来年度の本格実施に向けて量の見込みや供給量の確保をどのように判断していくのか、また、それに必要な人員の確保の見通しについて見解を伺います。

○副議長（川合隆史君） こども未来局長。

○こども未来局長（大町克己君） 令和8年度以降のこども誰でも通園制度に係る、量の見込みや、それに対応した供給計画については、国の通知に基づき、これまでの利用認定件数や、今後の推計児童数等を基に、今年度末までに設定することしております。

供給計画に沿って実施施設を拡充していくに当たっては、相応の保育者の確保が必要となることから、国に対し、より一層の保育士確保策を講じるよう強く要望しているところであります。今後の動向を注視し、必要な対応を検討してまいります。

○副議長（川合隆史君） 安喰初美議員。

○20番（安喰初美君） 身近な場所に実施施設があることが気軽に利用する条件になると思しますので、実施施設の確保に取り組むよう要望するとともに、この制度が子供にとっても保護者にとっても、また、保育を行う施設にとっても、よりよい制度にするには、保育士の確保が必要です。保育士確保の支援にもしっかりと取り組んでいただくよう、求めておきます。

次に、平和啓発活動についてです。

世界では、今この時でもロシアとウクライナが戦争をし、ガザではイスラエルによるジェノサイドが行われ、多くの命が奪われています。一刻も早く戦争を終わらせるために、国際社会

暫定版 ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第9号（9月30日）

が連帶して国連憲章と国際法を守れと引き続き声をあけていくべきではないでしょうか。

今年は、戦後・被爆80年の節目の年であり、あらためて平和や戦争について考える機会になった一方で、参議院議員通常選挙では、核武装は安上がりだなどと発言し、核抑止にしがみつく候補者の当選や、南京大虐殺はなかったなどと歴史を修正し、戦争を美化しようとする勢力が台頭するなど、平和な社会を壊そうとする危険な動きも起こっています。80年という長い年月、平和な社会を築いてきたことの重みについて共有しあい、次の世代に受け継いでいくことが求められていると思います。

そこで伺います。

戦争放棄と戦力の不保持、交戦権を認めないという憲法第9条があるからこそ日本の平和が保たれていると考えますが、憲法第9条について市長の見解を伺います。

○副議長（川合隆史君） 市民局長。

○市民局長（那須一恵君） 憲法第9条は、国際平和を誠実に希求するものであり、戦後一貫して遵守されているものと考えております。

○副議長（川合隆史君） 安喰初美議員。

○20番（安喰初美君） 戦争を2度と起こさせないという考え方を、市として表明すべきではありませんか。

○副議長（川合隆史君） 市民局長。

○市民局長（那須一恵君） 本市は、核兵器などによる戦争への脅威をなくし、市民共通の願いである世界への恒久平和を求め、平成元年に平和都市宣言を行っており、引き続き、広く市民の皆様に戦争の悲惨さや平和の尊さを伝えるとともに、本市の平和都市宣言につきまして、理解を深めていただけるよう、平和啓発事業に取り組んでまいります。

○副議長（川合隆史君） 安喰初美議員。

○20番（安喰初美君） 6月10日に千葉市デジタル平和資料館がウェブ上に開設され、平和首長会議のホームページには加盟都市の活動として千葉市デジタル平和資料館の開設が紹介されました。千葉市デジタル平和資料館の反響について伺います。

○副議長（川合隆史君） 市民局長。

○市民局長（那須一恵君） 市民の方からは、資料をデジタル化して残す場ができるよかったです、動画が多く分かりやすかった、資料をもっと増やしてほしいという声をいただいているほか、実際に御利用いただいた一部の小学校では、教材としての魅力がある、クイズ形式などの工夫により、児童が意欲的に取り組んでいたなどの話を伺っております。

また、この機会を通じ、複数の市民の方から、戦災資料の寄贈や寄託をいただき、新たに掲載をしたところでございます。

○副議長（川合隆史君） 安喰初美議員。

○20番（安喰初美君） 千葉市デジタル平和資料館は、小学生向けに戦時中の暮らしや千葉空襲について、クイズ形式や資料を使って興味関心が持てるように工夫がされています。興味、関心を持った子供がさらに調べ学習ができるようなコーナーも考えられているようですが、まだ準備中となっています。いつ頃を目安に開設しようとしているのか伺います。

○副議長（川合隆史君） 市民局長。

○市民局長（那須一恵君） 主に中学生向けとして、戦争や平和について、さらに自主的に学習や調査を進めていくためのコンテンツにつきましては、現在、NPOなどの御協力をいただ

きながら検討を進めているところであります、今年度中の開設を目指してまいります。

○副議長（川合隆史君） 安喰初美議員。

○20番（安喰初美君） 今年7月と8月に日本原水爆被害者団体協議会の田中照巳さんと児玉三智子さんのお話を伺う機会がありました。画面に映る映像ではなく、同じ会場にいて同じ空気を吸って空間と時間を共有することでしか感じることができない迫力と感動を覚えました。千葉市デジタル平和資料館では、戦争の悲惨さを後世に語り継ぐため、空襲体験者のインタビューが記録されており、いつでもアクセスできる点で優れていますが、やはり生の声で実体験を聞く以上のものはないと思います。戦争体験者の話を聞く会を各区で開催すべきだと思いますが、見解を伺います。また、自分の戦争体験を話したいという方を掘り起こし、動画に撮ってデジタル平和資料館に保存することを提案しますが、見解を伺います。

○副議長（川合隆史君） 市民局長。

○市民局長（那須一恵君） 戦災体験の生の声を聞くことは、貴重な機会であると認識をいたしており、若い世代を対象に、平和に関するアニメの上映と千葉空襲の戦災体験者のお話を直接聞く、平和アニメ上映・戦災体験講和会を、高齢となっている戦争体験者の方々の御負担などを考慮し、生涯学習センター小ホールで年1回実施しているところでございます。

また、デジタル平和資料館の開設に当たり、新たに5人の方の空襲体験談を掲載いたしましたが、さらに複数の市民の方から御自身の千葉空襲などの体験を語りたいとの声もいただいており、収録に向け調整を行っているところでございます。

○副議長（川合隆史君） 安喰初美議員。

○20番（安喰初美君） 平和啓発パンフレット、考え方平和の大切さ、あなたに伝えたい、戦争の悲惨さ、平和の尊さが発行されています。今年のパンフレットは、千葉空襲・戦後80年をメインにして、広島、長崎の原爆の被害や千葉空襲についての資料が多く掲載されており、核兵器禁止条約も取り上げ、戦後・被爆80年にふさわしい内容になっているのではないかと思います。このパンフレットを一人でも多くの方に取ってもらいたいと思いますが、パンフレットの作成数及び配架箇所、一番配布数が多い箇所はどこかについてお示しください。

○副議長（川合隆史君） 市民局長。

○市民局長（那須一恵君） 今年度は、5,500部を作成し、千葉空襲写真パネル展の会場のほか、各区役所、公民館、図書館といった公共施設に配架いたしました。

最も多く配布された場所につきましては、千葉空襲写真パネル展の会場で、約1,200部を配布したところでございます。

○副議長（川合隆史君） 安喰初美議員。

○20番（安喰初美君） 図書館や公民館図書室で、平和や戦争に関連する図書コーナーを作つて平和啓発につなげるべきと考えますが、見解を伺います。

○副議長（川合隆史君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 図書館や公民館図書室では、平和啓発の取組として、定期的に企画展示を行っているほか、中央図書館では、児童書展示コーナーに平和を考えようというコーナーを常設で設置しております。

○副議長（川合隆史君） 安喰初美議員。

○20番（安喰初美君） 今の平和な社会は、戦争はダメ、平和を守れと多くの人たちによって運動してきて作られたものです。100年200年と平和な社会を続けていくために市民一人一人が

暫定版 ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第9号（9月30日）

平和について考え方でいくことが必要です。

本市が、様々な形で平和啓発活動にさらに力を入れていってほしいと思います。

次に、視覚障害者が利用しやすい信号機についてです。

千葉県警察のHPによると視覚障害者用の音響信号機は昨年度末で千葉市内に123か所、歩行者信号が青に変わったことを音声で知らせる信号は15か所、押しボタンを押すことにより青時間を延長する高齢者等感応信号は62か所などとなっています。最近では千葉駅東口から生涯学習センターに通じるT字路に音声信号機が設置され、また横断歩道にエスコートゾーンが設置された箇所も増え、少しづつではありますが、バリアフリー化が進んでいることを感じます。

そこで伺います。

千葉市バリアフリーマスターplanには、信号機等のバリアフリー化については公安委員会へ本マスターplanの周知及び理解、協力を求め、相互連携を図りながら推進していきますとありますが、2021年度から今年度まで千葉県警察と相互連携がどのように進められてきたのかお示しください。

○副議長（川合隆史君） 都市局長。

○都市局長（鹿子木靖君） これまで千葉市バリアフリーマスターplanの移動等円滑化促進地区のうちJR・京成稻毛地区及び千葉都心地区について、千葉県警察も含む関係者で構成する千葉市バリアフリー基本構想推進協議会で御意見をいただき、地区別の基本構想を策定しております。地区別の構想に関連して千葉県警察が交通安全施設の特定事業計画を作成するなど、本市と県警が連携して取組を進めております。

なお、高齢者や障害者などから、地域のニーズに沿った信号機等に関する具体的な御要望があった場合には、千葉県警察に伝えており、これらを通じて、バリアフリー化の実現に努めているところです。

○副議長（川合隆史君） 安喰初美議員。

○20番（安喰初美君） 千葉市では音響式信号は近隣住民への配慮から、音が出るのは原則朝7時から夜7時までの間となっています。西千葉駅北口広場にある横断歩道に設置されている音響式信号について、通勤で駅を利用する視覚障害者の方は夜10時頃に帰宅するため、視覚障害者の方と共に県警に時間延長の要望を行ったところ、県警が近隣住民の同意を得て昨年9月に朝夕1時間ずつ時間を延長しました。その後もさらに時間延長がされ、今は夜10時まで音が出るようになって安全に横断できるようになりました。

轟1丁目の自衛隊千葉地方協力本部そばの交差点は視覚障害者の方が通勤で利用するため、音響信号の時間延長を要望しています。西千葉駅から半径500メートルの範囲内であり、生活関連経路にも位置付けられていることからバリアフリー化を促進するためにも音響信号の時間延長をするべきだと思いますが、見解を伺います。

○副議長（川合隆史君） 市民局長。

○市民局長（那須一恵君） 音響信号の時間を延長することにつきましては、千葉県警察の所掌事務でありますことから、所轄の警察署へ要望をしてまいります。

○副議長（川合隆史君） 安喰初美議員。

○20番（安喰初美君） 公共施設や駅は視覚障害者の方が利用することが多いため、当事者の意見を聞き、それらの周辺にある音響信号の時間延長をしていくことを求めますが見解を伺います。

○副議長（川合隆史君） 市民局長。

○市民局長（那須一恵君） 信号機の設置や管理を行っております千葉県警察へ要望をしてまいります。

○副議長（川合隆史君） 安喰初美議員。

○20番（安喰初美君） 千葉県警察に要望していただけるとのことですが、要望するだけで終わらずに進捗状況についても、ぜひ確認をしていただきたいと思います。

次に、自転車駐車場についてです。

自転車は手軽に移動できる手段として子供から高齢者まで多くの人が利用している乗り物です。JR、京成、モノレールなど、ほぼ全ての駅に自転車駐車場が設置されており、自転車に乗って駅まで行く人は駅の自転車駐車場を利用しています。駅の近くにある大型商業施設の駐輪場に停めて駅に向かう人も見受けられます。

そこで伺います。

自転車駐車場の定期利用の台数と定期利用者数、一時利用の台数は足りているのか伺います。

○副議長（川合隆史君） 建設局長。

○建設局長（山口浩正君） 昨年度末時点の定期利用は、収容台数が約5万1,000台に対し、登録台数は約4万6,000台と充足しております。

一時利用は、収容台数が約6,500台に対し、1日当たりの利用回数は約5,000回と、全体としては充足しているものの、需要の高い駐輪場では、満車となる場合もあることから、さらなる収容台数の確保が必要と考えております。

○副議長（川合隆史君） 安喰初美議員。

○20番（安喰初美君） 設置する場所や広さなどにもよると思いますが、自転車ラックを選定する際、重視する点はどのようなことでしょうか。

○副議長（川合隆史君） 建設局長。

○建設局長（山口浩正君） 利用者が使いやすく、また、自転車が効率的に収容できることを考慮し、選定しております。

○副議長（川合隆史君） 安喰初美議員。

○20番（安喰初美君） 京成みどり台駅は一時利用の自転車駐車場が設置されています。駐輪場を利用している高齢女性の、出し入れが大変との一言がきっかけで自転車ラックをいくつか見て回りました。みどり台の自転車ラックは電磁ロック式のスライドラックで、電動アシスト自転車など幅が広い自転車を置くことができる反面、隣の自転車とかなり接してしまうことやラックの傾斜がきついため、出し入れがしにくいというデメリットがあります。西千葉駅やJR、ペリエの一時利用の駐輪場は固定式の電磁ロック式ラックで、ラック同士の間隔があり、高い方のラックの傾斜もきつくないので、スムーズな出し入れができると感じました。

そこで伺います。

高齢者や妊婦などにも優しい出し入れしやすい自転車ラックに変更すべきと考えますが、見解を伺います。

○副議長（川合隆史君） 建設局長。

○建設局長（山口浩正君） 車幅の広い子乗せ自転車をはじめとした、様々な形状の自転車の利用者が増えておりますので、新たに一時利用の駐輪場を設ける場合や、施設の更新の際には、これらに対応したラックを設置しております。

暫定版 ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第9号（9月30日）

○副議長（川合隆史君） 安喰初美議員。

○20番（安喰初美君） 自転車の前輪を持ち上げてラックに入れる際の地面から前輪が固定される位置までの高さを測ってみたところ、京成みどり台駅は47センチ、JRは33センチ、西千葉駅は31センチで、みどり台はかなり高い位置に固定されているのが分かりました。力の弱い高齢者では出し入れが困難だと改めて感じたところです。自転車の形状に対応するだけでなく、様々な利用者がいることを考慮してストレスなく利用できる自転車ラックを設置するよう求めて質問を終わります。（拍手）

○副議長（川合隆史君） 安喰初美議員の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。11番・渡邊惟大議員。

[11番・渡邊惟大君 登壇、拍手]

○11番（渡邊惟大君） 皆さま、こんにちは。日本維新の会しばの渡邊惟大です。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、バリアフリー観光についてです。

スライドを御覧ください。

令和元年に千葉市バリアフリー観光ガイドマップが作成されておりますが、まず、作成した経緯、そして目的等について教えてください。

以降は、質問席にて質問させていただきます。御答弁よろしくお願ひいたします。（拍手）

○副議長（川合隆史君） 答弁願います。経済農政局長。

○経済農政局長（安部浩成君） 千葉市バリアフリー観光ガイドマップは、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、高齢の方や障害のある方にも安心して市内を観光していただけるよう、杖や車椅子を利用されている方に実際にモニターとして御協力いただき、現地調査やヒアリングなどにより、掲載情報の検証を行いながら作成したものです。

このガイドマップでは、本市の特性である、海・まち・里をテーマに観る・食べるに加え、体験を組み込んだコースを紹介するとともに、観光する際の参考としていただくため、各施設のバリアフリー情報をピクトグラムでお示ししております。

○副議長（川合隆史君） 渡邊惟大議員。

○11番（渡邊惟大君） ありがとうございます。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、杖や車椅子を利用している方にモニターとして御協力いただき、作り上げられたものであると分かりました。また、観る・食べるというプランに加え、千葉市ならではの体験マップを各コースに盛り込んでいるということで大変、中身が濃いものになっているように思います。

このように、せっかくつくったガイドマップですので、このまま忘れ去られてしまうのは、もったいないと思います。引き続き、活用されるようにすべきであると思います。そして、これが更新されないと今後価値がなくなってしまいます。

千葉市バリアフリー観光ガイドマップの更新予定の有無について伺えればと思います。

○副議長（川合隆史君） 経済農政局長。

○経済農政局長（安部浩成君） 今後も、高齢の方や障害のある方が安心して市内を観光できるよう、掲載情報を更新するとともに、観光施設のバリアフリー情報の紹介に努めてまいります。

○副議長（川合隆史君） 渡邊惟大議員。

○11番（渡邊惟大君） 更新していくとの御答弁ありがとうございます。

様々な意見を聞きながら、実際に役に立つマップの状態にあるかを検証しながら、改善すべきところは改善をお願いいたします。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に合わせてバリアフリー化されたり、様々なバリアフリーの関するイベントも実施されておりました。例えば、障害がある人もない人も、みんなで一緒になって表現するパフォーマンスやアート展示などのチバリアフリーアートプロジェクトなどあり、現在も取組が可能な範囲で続いていることを評価いたします。実際の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催から4年が経ちますが、当時掲げられていた、心のバリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりなどの考えが今後も引き継がれていくことを願っております。

次に、千葉市において、様々なイベントが開催されておりますが、観光イベントにおいて障害者、高齢者に対して、どのような配慮をしているのでしょうか。

○副議長（川合隆史君） 経済農政局長。

○経済農政局長（安部浩成君） 幕張ビーチ花火フェスタや千葉湊大漁まつりなどの観光イベントでは、高齢の方や障害のある方が、安全で快適に参加できるよう、必要な環境の整備を取り組んでおります。

例えば、幕張ビーチ花火フェスタでは、幕張海浜公園の砂浜を観覧席としておりますが、車椅子を御利用の方が安全に移動できる通路を確保することや、安定した場所で観覧することができる専用席を設けるとともに、仮設の多目的トイレを用意しております。

また、観光イベントの委託事業者や出店者に対しては、発注時や説明会などにおいて、障害のある方への合理的な配慮をお願いしております。

さらに、観光イベントの後援申請があった場合も同様に、行事の開催に当たっては、障害のある方への合理的な配慮に対する誓約をお願いしているところです。

○副議長（川合隆史君） 渡邊惟大議員。

○11番（渡邊惟大君） ありがとうございます。

スライドを御覧ください。

本年も、幕張ビーチ花火フェスタに伺いましたが、砂浜の車椅子席は、昨年と同様に、多くの高齢者や障害者で車椅子を利用している来場者の方々が、家族や友人と花火を楽しんでいました。そして、第2回定例会での御答弁どおり、昨年の来場者アンケートやスタッフの意見等が反映され、安全のために、他のエリアとの明確な区分分けやスペース拡大などがなされ、簡易多目的トイレも増設されていることを確認いたしました。御努力ありがとうございます。他のイベントについても、期待しているところです。

民間イベントについては、千葉ロッテマリーンズの試合では、車椅子の人や、障害者、高齢者向けにユニバーサルシートが用意され、各種音楽イベントにおいても席の配慮や、バリアフリートイレの設置の事例がみられます。

他の自治体の取組としては、三重県がUDイベントマニュアルを作成しております。

こちらは、三重県が主体となって開催する講演会、シンポジウム、研修会、式典、地域のイベント、お祭りなどを対象としており、ユニバーサルデザインの観点から検討すべき項目が記載しております。項目は、会場、広報、準備、情報保障、実施、反省の6つに整理されており、どのような対応をすべきか考えることができます。既に、幕張ビーチ花火フェスタなどで

暫定版 ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第9号（9月30日）

は多くの取組が実施されていますが、例えば市がマニュアルを作ることで、他のイベントについて、ユニバーサルデザインを推進することができるかもしれません。

千葉市は、様々なイベントや国際会議が実施される都市であって、M I C E の推進も行っております。千葉市でのイベントについては、多様な方々が安心して参加できるという評価を得られれば、他のイベント開催都市との違いを打ち出すことができ、さらには日本全国への影響も与えられると思います。ぜひ民間事業者の理解啓発も含めお願ひいたします。

次に、特別支援教育についてです。

特別支援教育というタイトルですと、特別支援学校での教育という印象になるかもしれません、小中学校に在籍する障害のある児童生徒で支援が必要な方について伺えればと思います。

まず、サポート体制について教えてください。

○副議長（川合隆史君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 各市立学校におきましては、特別支援教育コーディネーターを中心に戸内支援体制を構築し、児童生徒の実態把握などの実施及び教育的ニーズに応じた支援を行っております。

また、本市では人的配置を伴う支援体制の整備に努めており、昨年度は、特別支援教育指導員を延べ88人の児童生徒に配置し、特別支援教育介助員を25人の児童生徒に配置し、スクールメディカルセンターを14人の児童生徒に派遣いたしました。

○副議長（川合隆史君） 渡邊惟大議員。

○11番（渡邊惟大君） ありがとうございます。

サポート体制が整っていることを理解いたしました。

令和5年第3回定例会で、小中学校の障害のある児童生徒の通学について、本人、保護者と合意形成の下、保護者が付き添う事例があることが分かり、保護者の方々の負担軽減の検討が必要であると指摘していました。その上で、保護者の付添い状況について調査を提案しました。そしてアンケートが行われ、令和7年第1回定例会において、確認をさせていただきました。

小学校において、通常学級において37校で81人、特別支援学級において92校で347人が保護者の付添いによる通学を行っていると伺い、そして中学校では通常学級10校で16人、特別支援学級において24校で39人と伺い、小中学校を合わせた人数は483人となると伺いました。そして保護者の負担になっていないか把握に努め、支援が必要である等の検討をされると伺いました。

そして今回は、学校の日常生活で保護者が付き添うケースがあるのかについて状況を確認できればと思います。20年ほど前、かなり前の話ですが、学校のサポート体制がないために障害のある児童生徒が普通学校で授業を受ける際、保護者が一緒に学校に来て介助を行ったり、待機をしたりという状況があり、それを学校側に求められるようなケースもありました。

現在においては、学校の日常生活に保護者が付き添う場合があるのかを伺えればと思います。

○副議長（川合隆史君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 本市では、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行っているところですが、各市立学校におきまして、支援が必要な児童生徒本人や保護者が希望する場合、または安全面等への配慮のために、保護者が付き添うケースがあります。

その際は、保護者と合意形成のもと、個々の教育的ニーズに対して適切に支援できるよう努めています。

○副議長（川合隆史君） 渡邊惟大議員。

○11番（渡邊惟大君） ありがとうございます。

本人や保護者の希望があるなど限られた場合のみということを理解いたしました。

私個人の経験であり、これもかなり昔の経験になってしまいますが、普通学校に車椅子で通っておりましたが、日常生活においては体も当時はある程度動いていたこともあり、友人や教員の方との協力で日常生活を送ることができましたが、学校の外での行事の際には、学校から保護者の付き添いをお願いされていました。

現在においては、日常の学校生活においてのサポートをされていることが分かりましたが、学校行事の際には、学校側からのサポートというのはいかがでしょうか。

○副議長（川合隆史君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 校外学習や宿泊体験学習などの学校行事におきまして、介助員を配置している児童生徒に対して、介助員サポーターを派遣しております。

また、医療的ケアが必要な児童生徒に対して、校外学習時にスクールメディカルサポーター、宿泊体験学習時には、訪問看護ステーションなどと調整を図り、対応しております。

対象の児童生徒からは、安心して行事に参加できたとの声が上がっており、引き続き、適切な支援ができるよう努めてまいります。

○副議長（川合隆史君） 渡邊惟大議員。

○11番（渡邊惟大君） ありがとうございます。状況が分かりました。

国レベルの取組もあってということもあると思いますが、サポート体制は以前に比べて充実していることを確認できました。その障害に応じての教育を提供されているということであると思います。ただ、当事者の希望や安全のために保護者が付き添うことがあることも分かりました。以前、保護者の付き添いによる通学についての調査をしていただきましたが、隠れたニーズ等の把握も考え必要に応じて、学校内の保護者付き添いの状況についても改めて調査をしていただければと思います。

次にカラス対策についてです。

市民の方から毎年近所の街路樹にカラスに巣を作られて、威嚇されたり、近所のごみを荒らされたりして困っているという相談がありました。

現在、千葉市において、どのような被害が報告されていますでしょうか。被害の現状について伺えればと思います。

○副議長（川合隆史君） 環境局長。

○環境局長（秋幡浩明君） 4月から7月にかけての繁殖期における親鳥による通行人への威嚇・攻撃や鳴き声、ごみステーションにおけるごみの食い散らかしなどの被害が発生しております。

○副議長（川合隆史君） 渡邊惟大議員。

○11番（渡邊惟大君） 分かりました。被害が報告されているということを把握いたしました。それに対しての市の取組について伺えればと思います。

○副議長（川合隆史君） 環境局長。

○環境局長（秋幡浩明君） 市ホームページにおいて、樹木に巣を作らせないための対策や威嚇行動から身を守る工夫等を紹介するなど啓発に努めているほか、巣から落ちたヒナの捕獲を行っております。

暫定版 ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第9号（9月30日）

また、ごみステーション対策として、町内自治会やマンションの管理組合への防鳥ネットの無償貸与を行っております。

○副議長（川合隆史君） 渡邊惟大議員。

○11番（渡邊惟大君） ありがとうございます。

啓発活動やごみ荒らし対策に取り組まれていることが分かりました。

市民の方からは駆除をしてもらいたいという意見を聞き、やはり迷惑を被っている方は深刻に悩まれていることが分かります。

スライドを御覧ください。

市のホームページにも書かれているように、鳥獣保護管理法により、許可なく捕獲したり処分したりすることが禁じられており、迷惑といった理由だけではむやみにつかまえることができないと書かれております。また、捕獲しても、ほかの場所からカラスが集まってしまうため、捕獲は必ずしも効果的な対策ではないと書かれております。やはり、答弁していただいたように、防鳥ネットによってエサとなるごみが荒らされないようにすること、樹木に巣を作らせないための対策が重要であると理解しました。まずは、こうした情報を引き続き周知していただければと思います。

また、市民の方から巣を早めの時期に撤去してもらいたいという意見も伺いました。市のホームページでは、巣の中に卵やヒナがないければ、土地所有者や施設の管理者が自ら行い、いる場合は、千葉県自然保護課に相談して許可を得るか、専門の業者に依頼するように案内しています。また、市道の街路樹に作られた巣などは市の方で対応されていることを伺っています。巣立つ前の対応が重要だと思いますので、適宜引き続き対応をお願いいたします。

他の自治体では、状況は大きく異なるとも思いますが、東京都において取り組まれてきたことが有名かと思います。平成13年に当時の石原知事がカラス対策プロジェクトチームを発足させ、ごみ対策や捕獲などをを行い都内40か所における合計の生息数が、当時の平成13年度に比べ現在約80%減少するなど成果をあげております。また、相談件数は、今は当時に比べて92%減少したことです。また、令和4年5月の読売新聞の報道では、ごみの減少に連動するようカラスが減少しているとの指摘がありました。やはり、ごみ対策が有効であると思います。引き続き、市民の協力を得ながらの取組をお願いいたします。

次に、郷土博物館について伺います。

スライドを御覧ください。

郷土博物館が11月にリニューアルオープンの予定であり、状況を伺えればと思います。

郷土博物館は亥鼻城跡にあり、天守風の建物になっております。歴史的にはもともと天守があったわけではないようですが、現在は千葉市のシンボルの1つにもなっております。建物自体の背景を含めて博物館の特徴を伺えればと思います。

○副議長（川合隆史君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 昭和42年に観光施設、千葉市郷土館として開館し、58年に博物館法に基づく登録博物館、千葉市立郷土博物館となり、本年4月で開館から59年目を迎えました。

城郭風の外観は、千葉港のランドマークとなることを期待してデザインしたとされ、千葉城として市民に親しまれてきました。

開館当初は、郷土の歴史や市政、産業に関わる物品の展示などを行うほか、プラネタリウムや映写ホールなどがありましたが、昭和58年以降は、主に歴史、民族系の博物館として、千葉

氏に関わる展示を充実させてきたところです。なお、プラネタリウム事業は平成19年に開館いたしました千葉市科学館へ引き継がれました。

現在、千葉開府900年に向けて、郷土の歴史を楽しみながら学ぶことができる拠点とするべく、展示リニューアル工事を実施しているところです。

○副議長（川合隆史君） 渡邊惟大議員。

○11番（渡邊惟大君） ありがとうございます。

観光施設として開館し、プラネタリウムも設置されていたということで様々な経緯があつて今に至ることが分かりました。

では、今回のリニューアルの特色について伺えればと思います。

○副議長（川合隆史君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 郷土千葉のあゆみが分かる、またその躍動感のある変遷が分かる博物館への再生を目指し、陸と海・人とモノを結ぶ千葉をテーマに、本市ならではの千葉氏展示に加え、古代から近現代までの、通史展示を常設展示に導入いたします。

また、来館者が展示物や模型に直接触れ、五感を使って体験的に楽しく学ぶことができるハンズオン展示やデジタルコンテンツの導入により、ここでしかできない体験を新たに提供いたします。

さらに、時代ごとにテーマカラーを設定し、館全体を通じて順路を示す、ダイナミックラインを導入することで、迷うことなく展示に集中できる動線を確保するなど、入りやすく、使いやすい施設に刷新いたします。

○副議長（川合隆史君） 渡邊惟大議員。

○11番（渡邊惟大君） ありがとうございます。

千葉氏だけでなく千葉市全体の通史展示がなされることが分かりました。

では今回、建物自体の大きな改築ではないことは理解しておりますが、リニューアル後のユニバーサルデザインについて、伺えればと思います。

○副議長（川合隆史君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 今回のリニューアル工事は、展示内容の刷新が主眼であることから、展示に集中できるように分かりやすい動線を構築するとともに、見やすい高さでの展示や利用者が通行しやすい通路幅の確保、高齢者や色覚障害のある方にも見やすい色彩計画の導入など、ユニバーサルデザインへの配慮を行っております。

なお、今回のリニューアル工事以前にもスロープの設置や段差の解消、エレベーターや多目的トイレの設置などにより環境整備してまいりました。

今後、ピクトグラムの掲示などにつきましても検討してまいります。

○副議長（川合隆史君） 渡邊惟大議員。

○11番（渡邊惟大君） ありがとうございます。

ユニバーサルデザインの観点から様々な配慮を行っていることを評価いたします。場所が限られている中ですが、大きい博物館よりも、配慮も聞き届きやすいのではないかと思います。

総務省の博物館・美術館におけるユニバーサルデザインのサポートブックには、様々な配慮の事例が報告されております。例えば、滋賀県立琵琶湖博物館では、車椅子使用者など奥行きのある展示に近づいて覗き込むことが難しい利用者には、反射鏡を設置して工夫をしているとのことです。また、視覚障害の方も楽しむことができるよう、視覚以外で触って体感するこ

暫定版 ※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

令和7年第3回定例会会議録第9号（9月30日）

とができるレプリカや触知板などを可能な限り、各ゾーンに御用意しているとのことです。

また、和歌山県立の博物館では3Dプリンターを使って、文化財のレプリカを入り口付近に設置するなどの配慮をしておりますので、引き続き郷土博物館においても、今後も様々な意見を聞いて配慮の工夫をし続けていただければと思います。

せっかく今回リニューアルされているのであれば、多くの人に知っていただき、観光資源になることを期待しています。どのような広報をされるかについて伺えればと思います。

○副議長（川合隆史君） 教育次長。

○教育次長（中島千恵君） 市政だよりや市ホームページ、SNSを利用した情報配信、市内の公共施設や学校でのポスター、チラシの掲示、配布など従来の手法に加え、大型商業施設などの広報スペースの活用や、市と連携しているメディアからの情報発信など、市民の皆様の目や耳に触れやすい工夫を検討してまいります。

特に、親子連れや子供の利用の拡充を博物館の課題として認識しており、これまでの市内の小中学校に向けた広報に加え、子供たちが興味・関心を持てるSNSでの情報発信など、利用促進の働きかけを強化してまいります。

○11番（渡邊惟大君） 御答弁ありがとうございます。

○副議長（川合隆史君） 時間です。渡邊惟大議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日は、午前10時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会といたします。御苦労様でした。

午後3時55分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

千葉市議会議長 松坂吉則

千葉市議会副議長 川合隆史

千葉市議会議員 伊藤康平

千葉市議会議員 阿部智